

## 第4章

# 学校林と学校環境緑化

## 1. 学校林運動

### (1) 学校造林のはじまり

わが国の学校造林は、明治28年のノースロップ博士の来日を契機として開始されたといわれる。

ノースロップ博士からアメリカにおけるアーバーデー（植栽日）の話聞いた当時の文部次官牧野伸顕氏は、児童・生徒に植林させることは、自然に関する科学的知識を得させることになるのは勿論、森林愛護の精神から、ひいては愛郷心、愛国心を養うことにもなる。また、国土保全の役目をなす植林の仕事は、長年月にわたる計画ならびに忍耐を要するものであるから、軽々しい心を押さえて児童・生徒の公共心を養う所以ともなり、教育上有益であるばかりでなく、学校の基本財産造成に役立ち、また国家経済上からも有利であるという考えで、明治28年5月20日文部省における尋常師範学校長諮問会の席上、訓示の形

式で学校において祝祭日を記念して、児童・生徒に木を植えさせることをつぎのように提唱した。

#### 〈牧野文部次官の訓示〉

問題は植栽日ということ。すなわち木を植える日ということである。本邦では耳新しいかも知れぬが、その事柄はアメリカ合衆国でもっばら行われているということであって、あるいはカナダ地方にも行われていることでもあります。その植栽日のおこりをたずねれば、アメリカ合衆国のある州においては土地多くは原野であって、地質もやせており、ほとんど人の居住に適さぬところ、すなわちネブラスカ州のごとき地方において、どうしたら地質を改良し、人の住居に適するを得るであろうという研究をして、1872年ごろに、時の州知事モールトンという人が、一つの方法を編み出して1年中にある期日をきめて植栽日というて、その日には州民こぞって木を植える制度をもうけました。その日は

人民こぞって野外に出て木を植える事になった。その法が行われて以来、20有余年となるが、ほとんど30万町歩はりっぱな森林をなし、それがため気候も変わり地質も肥え、風色もまして、よほどりっぱな所になっている。そのモールトンという人はその州の元祖となって、今日においては人民のため非常の追慕を受けているそうであります。

それから1883年に至って学校の植栽日ということをきめて、学校の子供たちの手で植栽をさせる制度を創設しました。すなわち目下日本にいるアメリカの教育家ノースロップ氏は、学校植栽のことには最も尽力した人である。それはネブラスカ州において州民の従事する植栽の事業の制を行いたる後である。学校における植栽日はその日、朝1時間か2時間、教員など木のことについて講話し、木の成長効用その他経済上の利益、国土と森林の関係のことなどの話をして、それから教員生徒あいたずさえて各々10本あるいは20本を植える。学校の構内、町村の共有地もしくは近傍のはげ山に植える。もっともその日各地こぞって木を植えるのであるから、生徒はことごとくこの命をじゅん奉して木を植える。もしこの法を日本に行うときは、児童の数、全国数百万であるから、非常の数を植えることができる。それを10年もやれば非常の数に達する。児童の教育上の関係はもちろん、天然物の性質などについて注意するなどということは、教育上肝要なことで、教育上の利益というまでもなく、国家経済上の点からいえば利益であろうと思う。

20年もたった後には、建築材にもなろうし、あるいはその年数にいたる間は、薪炭にも用

いられる。すべて費用をかけずして、そういう仕事をするのでありますから、よほどの経済上の利益である。それと同時に教育上大さうな益を与える。すなわち郷土を思わしめ愛国心をおこさせること、その他直接間接の利益にいたっては一々申しのべることもできぬ。

アメリカではその日をえらぶについては、気候が各々異なるものであるから、一定の日に全国やるわけにいかぬようすです。州により日をかえてやる。日本でやるときは、ずいぶん長い国でありますから、気候も違い、一定の期日にやることはできぬかも知れませんが、ずいぶん大祭日その他の祭日が多いから適宜の日にやって、さしつかえないと思う。大祭日などは、学校生徒が数里の山道をこえて出てゆき、勅語奉読式を終わり、唱歌でも終わればすぐ散じてしまい、また2里3里も帰って行きます。勅語奉読式も利益あることでありますけれど、御式がすんでから山に出て木でも植えるとすれば、大祭日を利用し帝室に関係あることであれば、忠君愛国の思想を養うに適切であろうと思う。

近ごろ森林乱伐の弊もあり、水源の枯れるということもやかましく聞こえることである。もし町村などに水源涵養の事業に向かつて、町村が学校生徒を利用することも、あるいは方法によってできるかと思う。そうなれば一挙両得で、一方は町村の事業を助け、一方は教育発達をはかることとなる。

私はこのことをかつて、ある報告で見たことがあるが、近ごろノースロップ氏より直接の概略を聞いて、非常に感じたことである。このことを日本に行えば、経済も助けるが、学校生徒の浮薄な思想をおさえて、着実な考

えを与えるにいい方便であるかと、切に感じましてございますから、今日、概略の話をし、その美風を日本で実行することについて、とくにご研究になれば、国家のために好結果を生じようかと思う。

この牧野文部次官の訓示に共鳴した静岡県の小松原英太郎氏あるいは鹿児島の加納久宣氏などを始め多くの県知事は、植栽日設定の実行にとりかかり、また学校林設置の訓令を出している。

このようにして、学校林運動は始められたが、明治30年5月、文部省普通・専門両学務局から各地方庁にあてて、学校造林の奨励とそれに伴う官有地の貸下げまたは払下げについての通牒がだされたのをはじめ、明治30年代には、学校造林を奨励するため数回にわたって文部省から通牒が発せられている。

これらの通牒では、「学校植栽のことたる教育上幾多の裨益あるのみならず学校基本財産造成の一法たり」(明治37年8月、文部省訓令第7号)というように、科学知識、愛郷心・愛国心・公共心の高揚などを学校造林のねらいとしてあげてはいたが、主眼点は学校財政の強化におかれていた。

このような行政当局の奨励によって、学校造林は逐次進展をみせ、大正期を経て昭和に入り、昭和9年には、時の農林省山林局長村上龍太郎氏が、毎年4月3日の神武天皇祭の日を愛林日として設け、植樹を行うよう一般に奨励し、これによって、学校造林も大いに促進された。

ちなみに「初等中等諸学校の学校林面積」

(昭和13年10月農林省山林局)によると、当時の初等中等諸学校の学校林総面積は5万365haにおよび、北海道、長野県、岩手県、秋田県、岐阜県、兵庫県の順に、とくにその面積が多かった(学校林等の県別面積は表5および本書資料編第3章基本統計5学校林関連統計参照)。

## (2) 学校植林5ヵ年計画

戦争の激化によって一時中断されていた学校林運動は、第二次世界大戦後の国土復興の一環として樹立された造林計画の一端を担うものとして、再び実施されることになった。

昭和24年に、文部省および農林省が協議の上、24年以降毎年1万ha、5ヵ年間に5万haの造林を達成する目標をかかげた「第一次学校植林5ヵ年計画」が立てられ、両省の事務次官から各都道府県知事、営林局長あて通達<sub>が</sub>だされ、実施に移された。

ここでは、「現下極度に荒廃しているわが国の林地に、国民的規模において急速に植林を実施することは、山林資源擁護上きわめて重要である。この運動の一環として学校植林は、山林資源愛護思想の普及、公共福祉に対する寄与等林政上ならびに教育上きわめて重要な意義を有するのみでなく、学校経営上経済的に寄与することが出来るものである。」(昭和24年1月文部・農林両次官通達)ことが強調されている。

この運動の展開にあたり、林野庁の提唱によって、24年2月から3月にかけて、林務・教育関係者合同による学校植林運動推進地区別協議会が各地で開催され、意見交換が行われたこと、また、同年7月から12月までの間、各地で開催された文部省主催による昭和24年

度中等教育研究集会における学校植林部会で研究討議がなされたことは、その後の運動の推進に大きな好影響を及ぼした。

さらに、昭和25年に入り結成された国土緑化推進委員会の主催による、全日本学校植林コンクールでの優良学校林の表彰は、学校林運動を大いに助長するものとなった。

第一次学校植林5ヵ年計画は、昭和28年度にはおおむね当初の目標面積を達成して一応終了することとなったが、この間、一般の造林も盛んになり、戦後の林地荒廃が次第に回復するにつれ、学校林に対する評価も、造林事業への青少年の積極的な協力と一般の造林意識の高揚を期待することから、学校教育への貢献という点へ、次第に比重が移ることとなった。

学校における緑化活動は、児童・生徒の手で行われる以上、基本財産の造成あるいは国土緑化運動に協力して、国土保全とか水資源のかん養、さらに国民の保健・休養等の面に寄与するといっても、これらは第1の目的である学習成果をあげることによって、副次的に達成される目的としなければならない。

学校植林が、児童・生徒自身で実施することは、あらゆる意味において大きな意義をもっている。心身ともに未発達な小・中学校の児童・生徒、また思想的に発達過程にある高校生に、植林や植樹など社会に貢献する仕事を実行させることは、情操豊かな人間性の養成にきわめて好影響を与えることになる。小さな種子、小さな苗木がやがて大木として成長し、産業経済に役立つまでには非常に長年月を要する。同時に1人の力だけでそれを実行することはできない。また種子を播き、苗

木を植えることのみによって木は成長するものではない。森林を育てて国土を守り、生活環境を良くするには多くの人々の協力と愛育の気持ちがなくてはならない。さらに勤労と忍耐も要請されるのである。したがって、学校植林を通じて勤労、忍耐、協調、融和、勤勉の精神が養われ、自然愛護の精神へとつながっていくのである。

そこで、昭和29年度から、新たな構想の下に、第二次5ヵ年計画が開始されることとなった。その構想は、昭和29年3月31日付け、文部・農林両次官から各都道府県知事あてにだされた通達に示されているが、24年度通達と大きく異なる点は、およそつぎの諸点である。

- ① 学校造林のほかに環境緑化を加え、学校における緑化活動としたこと。
- ② この緑化活動は、学校教育上からみて恒久的なものであるとして、位置づけられたこと。
- ③ 学校造林については、学校教育の一環において学習活動として実施することを第一義としたこと。
- ④ 私立の小・中・高校をも国有・公有部分林契約の対象とするようにしたこと。
- ⑤ 1校あたりの保有面積の目標を、高等学校おおむね30ha、中学校おおむね20ha、小学校おおむね15haと拡大したこと。

第二次5ヵ年計画は、このようにして開始されたが、造林面積そのものは、つぎの表1のとおり、年々減少傾向を示すようになった。昭和33年度には、第二次5ヵ年計画も終了し、34年度の実態調査を経て、35年2月29日には、三たび文部・農林両次官通達が発せられた。

学校における緑化活動について  
(昭和35年2月29日文初職第111号, 林野指第1244号, 文部事務次官, 農林事務次官より各都道府県知事, 各都道府県教育委員会あて)

学校における緑化活動は, 従来学校教育活動の一環として行われ, その効果はきわめて大きいものがありました, 今後これを永続的活動として実施するため, 別紙のとおり学校植林および学校環境緑化に関する実施要綱を定めました。

これらの実施については, 緑化活動の意義をじゅうぶん認識させ, ひいては, 森林資源の確保, 国土の美化保全に資するよう格別のご配慮をお願いします。

(別紙)

#### <学校植林実施要項>

##### 1. 趣 旨

学校植林は, 学校が, 教育の一環として, 学校林を経営管理する活動であって, この活動を通じて教育的効果を高めるとともに, 森林資源の確保と国土の保全に資することを目的とする。

##### 2. 実施主体

小学校, 中学校および高等学校は, 地方公共団体, 関係国家機関, 関係諸団体等の協力を得て学校植林を行う。

##### 3. 方 法

###### (1) 実施計画

学校植林は長期にわたり実施するものであるから, 関係諸機関, 団体等の協力を得て周到な実施計画を立てるものとする。この場合, 地域の実情, 植林地の状況, 学校規模, 期待し得る協力の程度等

に応じて, 学校ごとに妥当な実施時期, 造林面積, 樹種等を定めるようじゅうぶん検討を加え教育上効果があがるように留意する。

###### (2) 造林地のあっせん

国有地については, 所轄の営林局署がこれに協力する。公有地および私有地については相互の協議によるが, 都道府県知事においても都道府県教育委員会と協議の上適時あっせんするものとする。

###### (3) 契 約

学校管理者は, 土地所有者と分収契約を行うものとするが, 契約には, 国有林野については国有林野法の規定に基づき, 公有林および私有林については国有林野の場合に準じ, 契約期間, 収益の分収率その他施業について必要な事項を規定する。

###### (4) 収益の処分等

学校管理者は, 学校林の運営ならびに収益の処分についてあらかじめ当該学校と協議し, その収益が当該学校にかかる経費に充当することができるよう措置する。

###### (5) 実施上の留意事項

ア 実施にあたっては, 教育活動の限度を超えて児童生徒に過大の負担を強いることにならないように注意し, 安全および保健にもじゅうぶん配慮する。

イ 実施にあたっては, 場合によれば育苗もあわせて行ない, 特に植付後の保育管理に重点を置く等, 統一ある施業を行うものとする。

なお, 苗木については, 国および都道府県において優先的にあっせんする。

### (3) 学校造林面積の減少

昭和35年の通達が発せられた後も、造林面積の減少傾向は続いた。学校造林面積の減少の原因は、社会的意義の変化を背景とした造林意欲の低下、用地取得が難しくなったなどから、新たに造林する学校がほとんどみられなくなり、新規の学校林取得があまりなされなかったことがあげられる。

表1 学校造林の実績推移

昭和年度	造林面積 ha	実施学校数 校
24	7,064	4,172
25	10,102	5,378
26	10,309	5,184
27	9,757	5,864
28	9,216	5,597
29	6,258	3,279
30	4,383	2,129
31	3,916	2,013
32	2,938	1,994
33	2,759	2,089
34	2,369	1,737
35	1,927	1,813
36	1,750	1,747
37	1,525	1,294
38	1,537	1,071
39	1,112	883
40	822	682
41	668	596
42	738	554
43	727	624
44	382	310
45	352	214
46	335	191
47	218	118
48	136	84
49	83	72

すでに学校林を取得している学校は、植林が終わり、保育を行っていることになり、全国の学校林を全体としてみると、学校林の林齢は比較的偏った構成になっていることを示している。

また、間伐の技術など保育作業は学校や生徒・児童にとっては、能力的に難しい面があり、このことも学校林が近年あまり重要視されなくなった要因として考えられる。

### (4) 今後の学校林運動

学校林運動は、その歴史をみるとそれぞれの時期において、その時代の社会的要請を受

けて、その目標、目的を変化させてきた。明治28年～大正14年は、学校林の黎明期で「学校財務の強化、植樹運動の導入」を目標にした。昭和初期以降は「愛国・愛郷・愛樹・心の涵養、心身の鍛錬」が目標とされ、学校育林の教育効果が重要視された。

昭和20年以降、戦後の学校林は「国土復興、学校財務の強化」を目標に造林実績からみても学校造林の最盛期であった。昭和29年以降、国土復興という目的意識は次第に薄れ、学校林の目的も「学校教育の一環、環境緑化」となっているが、その活用は十分とはいえない状況にある。

森林の役割が地球温暖化防止京都会議において大きくクローズアップされ、学習指導要領の改訂により「総合的な学習の時間」が導入される中、学校林は環境教育の重要な教材としての役割を新たに担うべきであり、環境の世紀といわれる21世紀に向けて、学校林は新たな社会の要請である環境教育という役割を得て活性化することが、大きく期待される。

## 2. 学校環境緑化運動

### (1) 学校環境緑化への取り組み

大正時代に学校園の設置が多く为学校で行われるようになり、さらに昭和9年以降、毎年4月3日の愛林日として植樹が推奨されたことによって、学校においても年中行事のひとつとして、校庭の緑化を行うなど、学校環境緑化も次第に進んできた。

戦後に入って、昭和22年には緑の週間(4月1～7日)の設定が提唱され、その第6日目が「学校緑の日」とされて、学校緑化の

きっかけが与えられた。ついで昭和25年に国土緑化推進委員会が結成され、児童生徒の手によって、緑の羽根募金活動が行われるようになってからは、募金活動自体を通じて緑化意識の高揚が図られるとともに、その募金成果の一部によって、校庭の緑化や学校林の造成が進められることとなった。

## (2) 学校における緑化活動

昭和29年3月から、文部省は農林省と共同して、学校植林運動の第二次5ヵ年計画にあたり、環境緑化を含めて、「学校における緑化活動」として実施することを提唱してきている。環境緑化は学校における児童生徒を対象とした野外活動であり、野外指導である。

この「学校における緑化活動」実施要領によれば、「環境緑化とは、学校教育の立場において、学校、家庭およびその地域の公園、街路等に樹木を植え、これを育ててゆくことである。」とされ、さらにその活動内容については、「校庭等の緑化を図るとともに、できるかぎり各学校の校地内に植物見本園、または花壇等を設けるようにする。」等の事柄が示された。

このように、学校における環境緑化活動の場は、校庭が重点となるとしても、それだけに止まらず、児童・生徒に対する学校教育を通じて、その効果を家庭や地域社会の場まで及ぼしてゆこうとするねらいがあったとみられる。

学校における環境緑化運動は、こうして組織的に進められることとなったが、第8回(昭和32年度)以降の全日本学校植林コンクールにおいては、環境緑化コンクールもあわせ

て実施されるようになり、環境緑化運動の推進に一層拍車がかけられた。

その後、学校植林運動の第二次5ヵ年計画が昭和33年度をもって終了したのに伴い、その運動を恒久的なものとして推進するため検討が加えられたが、昭和35年2月29日に至って新しい方針が出され、学校環境緑化についても、はじめて独立した実施要領が示され、昭和29年のものに比し、より明確な正確づけがなされた。

学校における緑化活動について  
(昭和35年2月29日文初職第111号、林野指第1244号)

＜学校環境緑化実施要項＞

### 1. 趣 旨

学校環境緑化(以下単に「環境緑化」という。)は、学校が教育の一環として、学校およびその周辺に草木を植栽し、管理する活動であって、望ましい教育環境を整備し、あわせて児童生徒の学習活動に資することを目的とする。

### 2. 実施主体

小学校、中学校および高等学校は、地方公共団体、関係国家機関、関係団体等の協力を得て、教職員および児童生徒の活動を中心として環境緑化を行う。

### 3. 方 法

#### (1) 実施計画

環境緑化は継続的な事業であるから、単に年度内の計画だけでなく、長期の年次計画を立てることが望ましい。

また、児童生徒の自発的な活動を中心に計画することはもちろん望ましいが、

事業の性質上、父兄や地域社会の協力は欠くことのできないものである。したがって、計画を立てるにあたっては、これらの協力を得られるような態勢を作るよう配慮する必要がある。

## (2) 環境緑化の実施

環境緑化は、次のような内容を含むものであるが、相互に関連するものであるから、全体として統一あり、総合的なものでなければならない。

### ア 教育環境の整備のための環境緑化

並木、植込、泉水、花壇、芝生、日よけ、風よけのための植樹等

### イ 学習活動としての環境緑化

学級園、教材園、見本林、水生植物園、薬草園等

## (3) 実施上の留意事項

ア 教育活動の限度を超えて児童生徒に過重な負担をかけることのないよう注意する。

イ 指導にあたっては、児童生徒の創意と自主的な活動を促すよう留意する。

学校環境緑化は、学校植林が衰退傾向にあることとまさに対照的で、全国的な都市化現象の進行の中で、環境緑化が一般に大きくとり上げられるようになってきている。今後は、環境緑化により成長した樹木を対象にした森林観察・環境教育といった面での活用が期待される。

## 3. 全日本学校林コンクール

### (1) 全日本学校植林コンクール

昭和24年に第1次学校植林5ヵ年計画が樹

立され、戦争中より停滞していた学校植林活動を復活させるとともに、学校の基本財産の造成という過去の目的から脱皮して、荒廃した国土にみどりを呼び戻そうとして積極的に推進することになったのであるが、翌25年1月に国土緑化推進委員会が結成されたのを契機として、「全日本学校植林コンクール」が実施されるようになった。同コンクールは、「現下わが国の山林は荒廃の極に達し、急速な植林対策が強く要望されているが、長年月を要する植林事業の特質からみて、青少年層、とくに学校を中心とする一大植林運動の展開こそ最も効果的であり、学校教育の一環としても極めて有意義であることは論をまたない」として、読売新聞社、西日本新聞社、中部日本新聞社、国土緑化推進委員会の主催、文部省、農林省の後援のもとに、第1回が開催された。

このコンクール発足の経緯を“学校植林一斎藤功著、昭和28年5月20日文教書院刊”にみると、『戦後学校植林が昭和24年から行われているが、これを推進していくためには、社会の協力がもっとも必要である。そこで当時、総司令部民間情報教育局のアイヴァン・ネルソン氏は、まず新聞社において、学校植林を年中行事として大きく取り上げてみてもらえないだろうか、ということ考えた。かれはさっそく、当時読売新聞社の馬場社長に依頼したところ、十分な協力が得られることになった。その後わたしたち関係者は、読売新聞社と再三にわたって会合を開き、一応「学校植林コンクール」と名づけてその成果をえた。

その後このコンクールの実施にあたって



は、昭和25年2月、全国を3ブロックに分け、山口・長野・宮城の3会場で協議討論し、地方的色彩をも十分加味した結果、現在のような「学校植林コンクール実施要領」ができたのである。』

このようにして開始されたコンクールは、毎年実施され学校植林運動の推進上の中心的行事としての役割を果たした。

学校植林関係の実施要領改訂の主な経過をみると次のとおりである。

昭和35年 名称が変わって全日本学校植林・環境緑化コンクールとなる。

昭和36年 表彰形式がこれまでの小・中・高別に1～10位までの入選校の表彰から小・中・校に特選3校ならびに入選校（順位を付さず）若干および優秀校となる。

昭和44年 植林コンクールの他に育成管理を加え、名称も全日本学校造林コンクール・環境緑化コンクールと変更する。

ここで注目されることは、コンクール対象期間中の植林面積規模についての資格条件が近年次第に緩和されていることで、28年度当時には小中高とも1町歩以上とされていたものが、36年度からは0.5ha以上となり、ついで39年以降は小学校の場合0.3ha以上でよいこととされ、さらに44年度に至り、小中高とも0.1ha以上というように順次引き下げられている。これは、土地の入手難・植林面積の累増に伴う管理難・受験競争の激化等によって、学校植林運動において教育的効果を得る方法が、児童生徒の植林作業を通じたものから、下刈などの保育作業や自然観察を通じた

ものに比重を移しかえてきた傾向を反映している。

昭和44年に「育成管理」の部を新設したのも、このような意味からであるといわれ、国土緑化推進委員会は次のように述べている。『…優れた育成管理と積極的な教育面での活用を行っている学校を表彰して、…育成管理の十分行き届かない学校に対しては、新たな励ましを与えて、学校林全体の水準を高めようとするものである。』

次に、このコンクールの審査方針の変遷についてみていくこととする。

戦後昭和24年度に発足した当時の学校植林運動は、すでに述べたように、教育上のみならず、より直接的には林政上への寄与を指向するものであったが、その後、運動の中心は次第に教育面におかれるようになった。こうした情勢の変化に対応して、このコンクールの審査の重点も、次第に教育的効果を重視する方向に変わっていった。

まず、25年度から28年度に至る間の審査基準の変化は、表2に示すとおりである。

表2 学校植林コンクール審査基準（学校の部）

コンクール年度 審査項目	昭和25年度 (第1回)	26 (第2回)	27 (第3回)	28 (第4回)
	1. 植林面積	45点	30点	15点
2. 参加生徒数	25	15	10	—
3. 教育面での取り扱い	20	25	45	60
4. 植林状況	10	20	15	35
5. その他	—	10	15	5
計	100	100	100	100

注) 第3回コンクールにおける審査項目（大項目）を基準として換算比較した。

すなわち第1回の25年度には、「如何に多くの学校或は生徒が参加し、如何に多くの面積を植林し、またこの教育的成果がどうであったか」によって評価が行われた。第2回の26

年度においては、植林面積や参加生徒数のほか、「教育の一環としていかに取り扱っているか」、「植林の良否」、「地域社会の協力状況」等がかなり考慮されるようになった。さらに第3回の27年度になると、教育面における計画実施の内容と成果に最重点がおかれることとなり、第4回以降においては、植林面積、参加生徒数は採点項目からはずされて参考項目となって、教育面と植林状況面とを中心とする評価が行われるようになった。 ↗

その後、審査基準は、昭和36年度（第12回）コンクールに際しての実施要領改正により、表3のように改められ、以降43年度までほぼこの内容の基準によって審査が行われた。

さらに、44年度の実施要領改正においては、詳細な記述を中心とした従来の実施状況調書を少しでも簡素化しようとする意図から同調書様式が改正されたが、これに伴い、審査項目および配点に変更をきたした。しかし、基本的な考え方は変わっていない。

表3 第12回（昭和36年度）全日本学校植林コンクール審査基準

1. 学校教育の一環として学校植林をどのように取り扱っているか	配点	50
A 学校植林を行うため学校のとった諸措置、計画および教員の研究活動状況		(10)
B 特別教育活動、学校行事等ではどのような活動をしているか		(20)
C 学校植林が児童・生徒におよぼした成果と反省		(10)
D 学校植林が地域社会におよぼした成果と反省		(10)
2. 植林計画と実施状況		45点
A 植林ならびに保育計画		(10)
B 植林実施状況		(20)
C 保育管理状況		(15)
3. その他		5点
A 地域社会の協力状況		
B その他特筆すべき事項		
計		100点

以上が、コンクールの実施要領、審査基準の変遷であるが、中央審査への参加状況は学校造林面積そのものの減少傾向が反映して、参加校数は次第に減少傾向となってきている。

## (2) 全日本学校環境緑化コンクール

昭和29年に、文部・農林両省によって学校環境緑化がとり上げられるに及んで、全日本学校植林コンクールにおいても、昭和32年度（第8回）以降、当初は付帯的な実施ではあったが、「学校環境緑化」がコンクールの対象として加えられることとなった。その結果、従来のコンクールにおいて主体をなしていた農

山村の学校の他に、都市や平地農村の学校もコンクールのに参加し得るようになった。

このコンクールの実施方法は、当初においては、入選校数が小中高を通じて若干校とされ、文部大臣賞、農林大臣賞の対象とされていなかった点を除けば、学校植林コンクールにほぼ準じるものであった。

昭和35年に名称が変わって「全日本学校植林・環境緑化コンクール」となり、上位入選校は優良校として表彰された。昭和36年には学校植林コンクールと同様に特選校3校、入選校若干となる。

昭和39年（第15回）には、審査項目の整備

とともに、学校植林コンクールと同様に、そ している。

それぞれの項目の配点を表4のとおり明らかに

表4 第15回(昭和39年度)全日本学校環境緑化コンクール審査基準

1. 教育環境の整備のために環境緑化をどのように進めたか	配点25点
A 学校の立てた計画	
B 学校が実施した事項	
C 教員の研究活動状況	
2. 教育活動のうちで環境緑化はどのように取り扱われているか	40点
A 教科、科目の指導においてどのように取り扱われるか	
B 道徳の指導においてどのように取り扱われているか	
C 特別教育活動についてはどのように指導し、児童生徒はどのような活動をしているか	
D 学校行事等についてはどのように指導し、児童生徒はどのような活動をしているか	
3. 環境緑化の現状および管理の状況	30点
A 環境緑化の見取り図(学校全施設の配置を含む)	
B 緑化施設、設備の状況	
C 緑化施設の管理状況	
4. その他	5点
A 地域の協力状況	
B その他特記すべき事項	
計	100点

### (3) 全日本学校関係緑化コンクール

昭和25年に、全日本学校植林コンクールとして始められたコンクールは、昭和29年に学校環境緑化が取り上げられ、昭和35年に「全日本学校植林・環境緑化コンクール」と実施要領が改訂された。

昭和44年度からは、「従来の植林コンクールの他、さらに学校林育成管理コンクールを取り入れて、造林コンクールとし、学校林全体の水準を一段と向上せしめるとともに、引続き、環境緑化コンクールを実施して、青少年の緑化活動を一層強化に推進」することとなり、「全日本学校造林・環境緑化コンクール」と名称も変え、さらに、昭和55年度からは、児童・生徒が学校林を造林事業実施の場とするばかりでなく、学校林を教育的に利用することに重点を置くことにしたため、学校林内

での作業をはじめ森林に親しむことを含めて学校林活動と呼称することにして、「全日本学校林活動・環境緑化コンクール」と改称した。

昭和59年度には、学校林活動の部を「学校林等(当該林と学校とのかかわりについては、それが所有権によるものか使用・貸借契約によるものか等のいかに問わない。ただし、高等学校における林学科のみを対象とする演習林を除く。)活動の部」と広く森林を対象にすることに變更し、名称を「全日本学校関係緑化コンクール」に改め、今日に至っている。

最近の森林環境教育の高まりの中で、当コンクールにおける活動状況をみると学校林等活動の部、学校環境緑化の部ともに、森林、樹木の教育的活用が主体になってきており、学校林等活動の部における活動の場も身近な裏山、公園などの森林が活用されるようになってきている。

## 4. ノースロップ賞

昭和49年4月、国土緑化推進委員会は、当時同委員会の理事であった久我俊一氏（昭和55年7月死亡）から寄付を受け、この寄付金に、わが国の学校林運動の起点となったノースロップ博士の名前を冠して「ノースロップ賞基金」を設定し、学校林に顕著な功績のあった人に対して、現在まで毎年「ノースロップ賞」を贈ってその功績をたたえている。ノースロップ賞のこれまでの受賞者は222名となっている（受賞者一覧・本書資料編第4章表彰関係10.ノースロップ賞受賞者参照）。

## 5. 学校林の現況

### (1) 学校林の面積

昭和43年2月、国土緑化推進委員会は、各都道府県に状況調査を依頼しその結果をとりまとめている。それによると、学校林面積は3万ha弱で、植林累計面積8万haの約40%にしかすぎないことが判明している。

さらに、昭和49年11月末をもって、国土緑化推進委員会は学校林の現況を明らかにして、

今後の育成強化を図る目的で、各都道府県の協力を得て、学校造林実態予備調査をとりまとめている（表5）。これにより、つぎの諸点が明らかにされた。

- ①現存の学校林面積は、3万haたらずの面積で過去の造林面積の累計の僅か40%弱である。
- ②地区別には、東北、北海道、九州、中国、四国に多く、関東、近畿に少ない。
- ③平均1校当たりの保有面積では、小学校4ha、中学校5ha、高等学校13ha、総平均5ha強である。
- ④学校別面積は、小学校43%、中学校30%、高等学校27%である。
- ⑤樹種別には、多い順からスギ、カラマツ、マツ、ヒノキとなっている。
- ⑥林齢20年生未満のものが全体の80%を占め、全般に幼齢林である。

現存面積が著しく減少している理由としては、①契約等の関係から市町村に帰属した。②学校の統廃合によって市町村に帰属した。③保育作業に対する時間的・財政的な制約から市町村に帰属した。④保育作業の不徹底による不成績林等があげられている。

表5 学校林の現況

(昭和49年11月末現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		計	
	校 数	面 積	校 数	面 積	校 数	面 積	校 数	面 積
北海道	524	1,935.40	220	1,180.80	37	550.40	781	3,666.60
青森	90	304.75	41	157.36	13	443.11	144	905.22
岩手	214	823.04	88	381.51	13	103.91	315	1,308.46
宮城	111	522.50	93	982.70	21	269.80	225	1,775.00
秋田	48	209.10	21	182.60	20	172.71	89	564.41
山形	81	306.20	72	375.40	21	166.90	174	848.50
福島	91	470.40	48	417.10	13	85.80	152	973.30
計	(1,159)	(4,571.39)	(583)	(3,677.47)	(138)	(1,792.63)	(1,880)	(10,041.49)
茨城	30	62.57	35	216.22	6	29.29	71	308.08
栃木	60	149.70	38	166.60	16	152.70	114	469.00
群馬	34	198.21	37	282.74	13	214.46	84	695.41
埼玉	5	10.20	10	22.60	1	67.80	16	100.60
千葉	3	12.90	3	31.10	5	19.10	11	63.10
東京	2	1.80	4	15.70	—	—	6	17.50
神奈川	20	42.10	17	68.00	3	35.60	40	145.70
計	(154)	(477.48)	(144)	(802.96)	(44)	(518.95)	(342)	(1,799.39)
新潟	145	202.17	85	336.59	15	299.38	245	838.74
富山	25	73.65	9	17.37	13	111.53	47	202.60
石川	33	49.26	15	59.07	2	9.50	50	117.83
福井	10	15.10	4	13.90	2	35.40	16	64.40
山梨	62	321.77	47	207.84	6	145.69	115	675.30
長野	80	580.63	30	273.64	28	367.41	138	1,221.68
岐阜	43	120.40	47	241.93	9	76.32	99	438.65
静岡	22	72.50	18	54.90	23	221.80	63	349.20
愛知	36	354.70	10	83.20	6	789.80	52	1,227.70
計	(456)	(1,790.78)	(265)	(1,288.44)	(104)	(2,056.88)	(825)	(5,136.10)
三重	20	51.24	19	38.26	3	28.40	42	117.90
滋賀	17	141.90	8	45.50	5	84.60	30	272.00
京都	24	17.13	13	17.36	7	87.12	44	121.61
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	40	86.54	23	86.71	14	118.24	77	291.79
奈良	42	96.80	16	48.80	1	14.90	59	160.50
和歌山	26	91.80	19	58.30	2	7.80	47	157.90
計	(169)	(485.41)	(98)	(294.93)	(32)	(341.06)	(299)	(1,121.40)
鳥取	24	31.69	6	12.68	5	122.00	35	166.37
島根	20	23.80	26	122.17	8	79.34	54	225.31
岡山	71	377.90	20	85.80	7	84.40	98	548.10
広島	62	588.30	21	231.30	6	127.19	89	928.79
山口	43	138.90	41	93.90	42	344.90	126	577.70
徳島	44	93.60	6	22.70	4	67.90	54	184.20
香川	7	26.70	—	—	3	45.60	10	72.30
愛媛	32	190.07	16	57.05	16	75.04	64	322.16
高知	70	243.93	39	135.18	33	516.56	142	895.67
計	(373)	(1,714.89)	(17.5)	(742.78)	(124)	(1,462.93)	(672)	(3,920.60)
福岡	30	139.23	21	75.80	16	177.60	67	392.63
佐賀	11	40.10	16	51.73	13	143.04	40	234.87
長崎	17	19.30	13	40.00	3	4.70	33	64.00
熊本	125	522.73	70	356.50	20	310.53	215	1,189.76
大分	111	612.80	61	230.80	24	279.20	196	1,122.80
宮崎	77	551.20	53	508.20	14	221.20	144	1,280.60
鹿児島	337	1,409.90	134	525.60	46	341.80	517	2,277.30
沖縄	11	40.00	11	13.10	4	30.70	26	83.80
計	(719)	(3,335.26)	(379)	(1,801.73)	(140)	(1,508.77)	(1,238)	(6,645.76)
合計	3,030	12,375.21	1,644	8,608.31	582	7,681.22	5,256	28,664.74

その後、ほぼ5年後ごとに、学校林現況調査を実施してきており、その結果は次の表6、表7のとおりとなっている。

表6 学校林保有校数及び面積の推移

年 度	計		小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
	校数	面積 (ha)	校数	面積 (ha)	校数	面積 (ha)	校数	面積 (ha)
昭和49年度	5,256	28,665	3,030	12,375	1,664	8,608	582	7,681
昭和55年度	5,692	29,179	3,215	12,597	1,776	8,761	701	7,820
昭和60年度	4,750	28,430	2,757	12,677	1,390	6,889	603	8,864
平成3年度	4,514	23,889	2,699	9,302	1,244	6,230	571	8,357
平成8年度	3,838	25,460	2,284	10,599	985	4,781	569	10,081

表7 平成8年度学校林保有校の割合

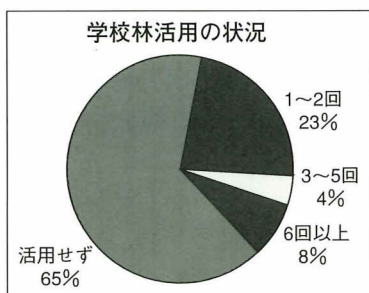
総 計			小 学 校			中 学 校			高 等 学 校		
保有校	全校数		保有校	全校数		保有校	全校数		保有校	全校数	
3,838	41,129	9%	2,284	24,376	9%	985	11,257	9%	569	5,496	10%

(全校数は平成9年度学校基本調査のデータを使用)

## (2) 学校林の活用状況

平成8年度の調査においては、学校林現況調査のほか学校林を取りまく状況の変化に対応した、新たな学校林のあり方を模索するため、学校林の活用状況の把握とアンケート調査を行っている。その調査結果は次のとおりである。

### ① 学校林活用状況



学校林の活用状況について年間、何回活用しているかの設問に対し、有効回

答校数は3,647で、何らかの活用をした学校は35%、活用しなかった学校は65%となっている。

なお、学校林が活用されていない学校では、その要因として、

- ア 学校林までの距離が遠い
- イ 活用方法がわからない
- ウ 生徒の安全確保の問題
- エ 資金・設備の不足
- オ 指導人員の不足
- カ 財産目的の学校林である

などが指摘されている。

### ② 学校林活用に関するアンケート調査結果の概要

調査対象校3,838校のすべてについて、学校林の利活用に関するアンケート調査を行っ

ている。

学校林が必要であるとの認識は約7割と高く、活用の形としては基本財産としてよりも教育活動の場として活用されている比率が高くなっている。他方、学校林を活用していないとする学校が65%とかなりの比率を占めており、今後の有効活用について検討が必要と思われる。管理については、植え付け・保育等の手入れをしている学校が4割ある一方、資金がなくて保育などの管理ができない学校が2割あるなど、適切な管理のためには資金的、人的に制約がある学校が多いものと思われる。

また、活用のための教材については「作業マニュアル」や「野外教育ノウハウブック」などの教師用の教材に対する要望が高くなっており、活用にあって必要な施設については、遊歩道、ベンチ、トイレ、休息施設への要望が高くなっている。

活用のためになんらかの支援が必要かとの問いに対しては、約7割の学校が必要としており、このこと自体、学校側に学校林活用の要望が潜在的に高いことの証左と思われる。支援要望の第一は学校林の活用事例などの情報提供であり、次いで専門家による指導・アドバイス、各種施設の整備、教材提供の順となっている。

また、農山村に滞在し林業体験やレクリエーションをしたいとする者に対する学校林のフィールドとしての活用については、大いに活用すべきが14%、条件次第で可能が47%となっているのに対し、地域の人々に対する環

境教育やレクリエーションの場としての活用については、50%が大いに活用すべきとしている。

学校林の形態や活用状況は地域・学校によって多種多様であるため、今後の学校林の有効活用にあっては、一般的な指導マニュアルづくりとともに、それぞれの学校の特性に応じたきめこまかな対応が求められている。

## 6. 学校林研究会

学校林運動は、学校基本財産造成として、また、教育の場として大きな役割を果たしてきた。最近では、青少年教育の場や地域ボランティアの活動の場としての学校林の存在が目目されるなど、学校林を取りまく情勢は大きく変化してきている。

平成8年の学校林活用状況のアンケート調査の結果では、学校林は児童・生徒たちの教育にとって必要であるという認識は高いが、実際に活用しているのは、学校林保有校の35%と低く、多くの学校が、学校林の活用を促進するため、森林を利用した環境教育用教材、野外教育のノウハウブックなどの情報を必要としている。

このため、(社)国土緑化推進機構では、新たな学校林のあり方と学校林活用に当たっての手引書の作成を検討する研究会を平成11年2月に設置して、学校林活用校の現地調査、行政の支援事例及び学校林活用に関するアンケート調査を実施している。

## 第5章

# 緑の少年団活動の展開

### 1. 緑の少年団の誕生と発展

#### (1) グリーン・スカウトの提唱

緑の少年団の誕生は、昭和35年に国土緑化推進委員会が「グリーン・スカウト」の名で行った緑化を实践する少年団結成への呼びかけに端を発している。

昭和35年1月28日、国土緑化推進委員会第10回総会並びに都道府県緑化推進委員長合同会議は、全国の青少年を中心とする「グリーン・スカウト」の結成を提唱することを決めるとともに、その趣旨、要綱、活動実施要領等一連の具体的事項を定め、文部・農林両省をはじめ関係官庁に提唱するとともに、各都道府県教育長、林務部課長、緑化推進委員長を通じて、全国の青少年にその結成を呼びかけることにした。

そのねらいは、全国の緑を愛し・育てようとする青少年の自主的参加のもとに、各地域単位に「グリーン・スカウト」を結成し、そ

の地域の実情に基づいて活動計画をたて、青年林の造成、公有林・防風林・街路樹・並木の手入れ、学校環境緑化や学校林の手入れに対する協力等、その実践活動を通じて国土緑化に貢献してもらおうというもので、「国土緑化運動は国民運動であるが、特に今後の日本の支柱となる若い人々の心に木を植えることは大切であり」（村上龍太郎・国土緑化推進委員会常任委員長=当時）として、学校造林や学校環境緑化をすすめてきたその考え方を引継ぎ、さらに発展させようとしたものであった。

結成の趣旨に当たるつぎの「グリーン・スカウトの誕生とそのはたらき」は、緑の少年団活動の初心を、きわめてよく表している。



# グリーン・スカウトの提唱

昭和35年 国土緑化推進委員会

## グリーン・スカウトの誕生とそのはたらき

1. 自分がすむ郷土を美しくし豊かなものにしたい、立派な山や学校林、美しい街路樹がほしい、これは誰しものもつ願いだである。栄ゆる国土こそは国の栄の礎である。台は砌よりはじまるとは、古くから言いならわされた言葉であるが、国の栄は「みどり」からはじまるといっても言いすぎではあるまい。

自分の学校や郷土から、そしてさらに国へとたかめてゆくのがみどりへの途である。

木は苗木や若木の時が大切である。

人も亦青少年の時代が大切である。これから先を担う青少年を立派に育て上げることは何人もの務めである。

言葉が先になり行いが忘れがちになるのは世の常である。しかし大切なのは「行」を先にし言葉をあとにすることである。こうしたはたらきをするのが、グリーン・スカウトである。かくしてグリーン・スカウトは生まれる。

2. グリーン・スカウトの実践活動を通じて緑化に関心を深め、緑化の重要性と社会的な意義を認識し、愛林、愛樹の思想を養うようになる。

蒔かれた心の苗は伸びて次第に広がる。グリーン・スカウト会員だけにとどまらず、家庭の皆に、友達にさらに伸びて地域社会の人々にまで普及発展していく。

3. 自ら植樹、植林し、はぐくみ育てることは、木

だけのことではない。心に種をまき美しい心を育てることでもある。心身を鍛錬し、大地の尊さや勤労の喜びを知り、協同の恵みを体得し社会奉仕の精神をも涵養する。

4. 自然に親しむ機会を得、かつ余暇を善用するので絶好のレクリエーションとなり自然への愛着を強める。

5. 植物の生理、生態、その他地質等自然科学のよき研究資料となり、日常生活における社会相互の関連性の研究、さらに自ら科学する心や正しい自然観察の習慣が自ら養われる。

6. 緑化の実践を体験することにより、植樹、保育の技術はもち論その他緑化に関する具体的な知識を体得し、将来緑化技術の向上に役立つ。

7. その規模、面積等は大きくないが多数のグリーン・スカウトが現実には植樹、植林し、保育することにより、環境緑化とか、国土保全とか植林資源の培養とか、水源の涵養とかを身を以て体験できると共に植えた木は年と共に大きくなり、知らず知らずの間に郷土や国家、社会に貢献することになる。

8. このように種々の効果が数えられるが、要するに自分自身で一本でも二本でも直接木を植えた経験によってよりよい人間性を作りあげて行くことが大きな目的である。

9. この活動はあくまでも自主的な青少年活動の一部分として行われるものである。

単なる労働奉仕であつたり、他人から強制された運動であつたりするようなものであつてはならない。

残念なことに、この「グリーン・スカウト」構想は、当時のボーイスカウト連盟関係者から「スカウト」という言葉は使用しないようにとの注意があり、断念せねばならない結果となった。

## (2) 緑の少年団結成の提案

昭和44年に秋田県の教育委員会・青少年交通対策室・林務部から「緑の少年団の結成について」の提案がなされる。この提案を国土

緑化推進委員会が取り上げ、昭和45年度事業計画において、緑の少年団等の森林愛護団体の結成・育成を通じて緑化活動の推進を図るとして、改めて緑の少年団結成への積極的取り組みをはじめるとともに、すべて文字どおり自発的・自主的に緑の少年団結成の準備あるいは活動に踏み出していた各地の動きがそれに呼応して、緑の少年団活動は大きな流れとなって全国に広がって行った。

# 「緑の少年団」の結成について（案）

昭和44年

提 唱 秋 田 県 教 育 委 員 会  
秋 田 県 青 少 年 交 通 対 策 室  
秋 田 県 林 務 部

## 1. 団結成の趣旨

森林は、われわれの日常生活に必要な木材を生産するだけでなく、自然のままの姿で国土を守り、災害を防ぎ、その緑はわれわれの生活をうるおし、住みよい健康的な環境をつくってくれる。

緑の国土は、平和としあわせのシンボルであり、緑を愛することは、郷土を愛し、平和を愛することである。

「緑の少年団」は次代を担う少年に、森林や樹木あるいは野鳥に親しむ機会を与え、校外における団体教育によって、規律ある生活のもとに、愛林の思想と林業に関する知識を年齢に応じて身につけ、緑を愛する豊かな人間性と、健康で明るい社会人に育てあげようとするものである。

## 2. 団の組織

(1) 団の結成は、その地域の小学生および中学生をもって結成する。地域の範囲は、部落・学区・学校単位などその活動に便利な範囲とする。

構成人員は10名程度以上とし、団員は11歳(小学校5年生)以上15歳(中学校3年)までの少年・少女とする。

(2) 団には、団長・副団長のほか成人の指導者をおく。また、団運営のため、運営委員会または後援会をつくる。

(3) 指導者は林業に理解があり、愛林の思想の深い、林業団体関係者、学校教育関係者、その他の青少年教育者で自主的、積極的にそれに参加し、団活動を指導援助するものとする。

## 3. 団の結成と運営

(1) 緑を愛する少年が集まって、自主的に結成するよう、市町村教育委員会・国県出先機関など

が協力する。

(2) 団の規則は、別記準則(略)を参考とする。

(3) 団の経費は、団員の会費、団後援会からの支援、その他、有志からの寄付による。

## 4. 団の活動

(1) 団の活動時期は、主として土曜日の午後、日曜日、祭日および長期休業日中とする。

(2) 団活動の計画は、指導者の助言をもとに、民主的に決定しかつ実行する。

(3) 活動内容は、指導計画にもとづき、学習活動・野外活動・奉仕活動などを組み合わせておこなう。

ア 学習活動 森林や樹木に関する知識の学習、森林の愛護に関する知識、技術の学習

イ 野外活動 林間学校、キャンプ生活等による共同生活の実施

緑の週間、愛鳥週間その他関係行事の実施、環境緑化の実施

ウ 奉仕活動 林業関係行事への参加、協力公共施設等の清掃整備  
学校林の造成と保護

## 5. 団の綱領

(1) わたくしたちは、自然に親しみ、健康で心豊かなりっぱな人間になります。

(2) わたくしたちは多くの仲間と手をつなぎ、平和な郷土をつくります。

## 6. その他

「緑の少年団」本部は、必要あれば組織する。その事業は、単位団の育成、指導者の養成、県大会の開催、機関誌図書の発行、林間学校の開設運営などとする。



森林の中で学習活動に励む緑の少年団

### (3) 組織の成長と活動の多様化

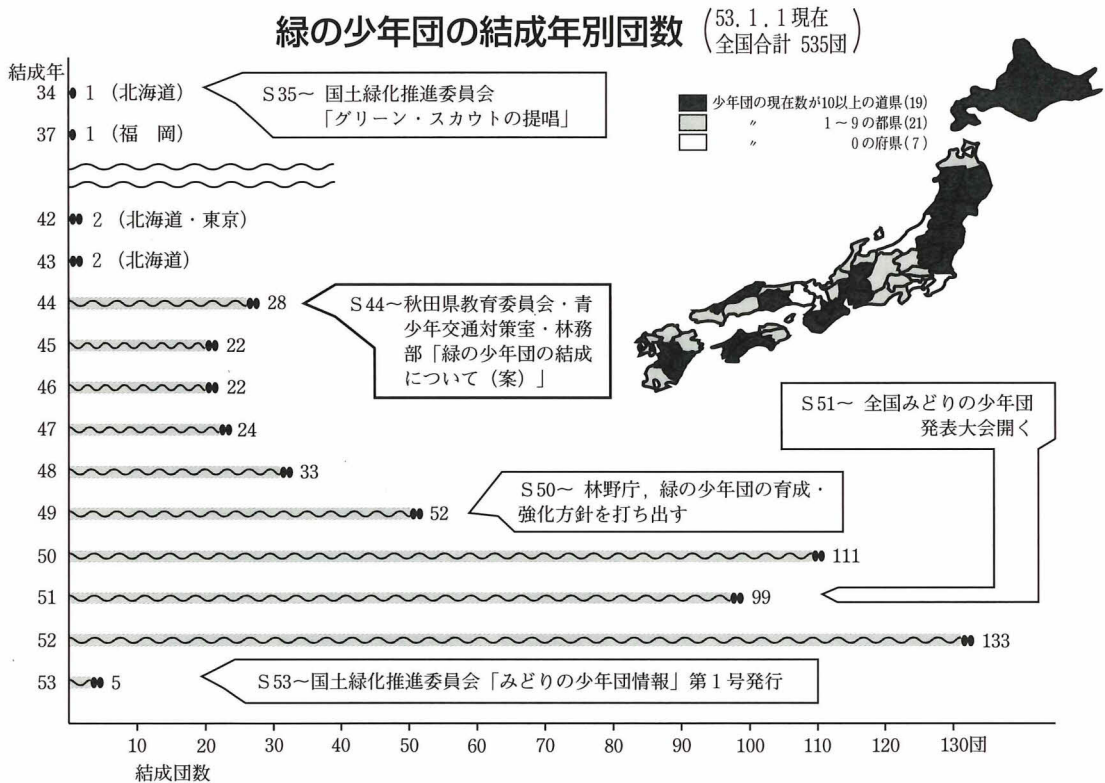
昭和35年に国土緑化推進委員会が「グリーン・スカウト」という名称で緑の少年団を呼びかけたのが、全国的な緑の少年団運動の端緒となった。緑の少年団が実際に全国各地で誕生してきたのは、昭和40年代になってからで、東北を中心に結成され、昭和44年の「緑の少年団の結成について」の提案（秋田県）以後、結成団数が著しく増加している。

緑の少年団の存在が全国的に注目されるようになったのは、昭和49年5月、岩手県八幡平において開催された第25回全国植樹祭に、岩手県下の緑の少年団が参加してからである。当時すでに岩手県では、森林愛護少年団が30団体、1,800人結成されており、揃いのユニフォームで整然はつらつと入場行進する少年少女の姿、大会旗の搬送・掲揚、記念植樹や放

鳥のお介添えなどでのきびきびした奉仕活動は、全国からの参加者1万数千名に、さわやかな感動と鮮烈な印象を与えた。以後、緑の少年団は、全国植樹祭の奉仕団の主要メンバーとして欠かせぬ役割を果たすこととなる。

また、緑の少年団に対する国の助成をみると、昭和44年度から森林愛護団体の活動に対する補助が初めて設けられ、昭和48年度には、研修の開催に対する補助が開始された。昭和49年度には、緑の少年団関係予算がほぼ倍増し、昭和51年度には、「全国の緑の少年団活動発表大会」が国庫助成を得て開催されるようになったことが、緑の少年団活動の定着と成長に大きく寄与している。

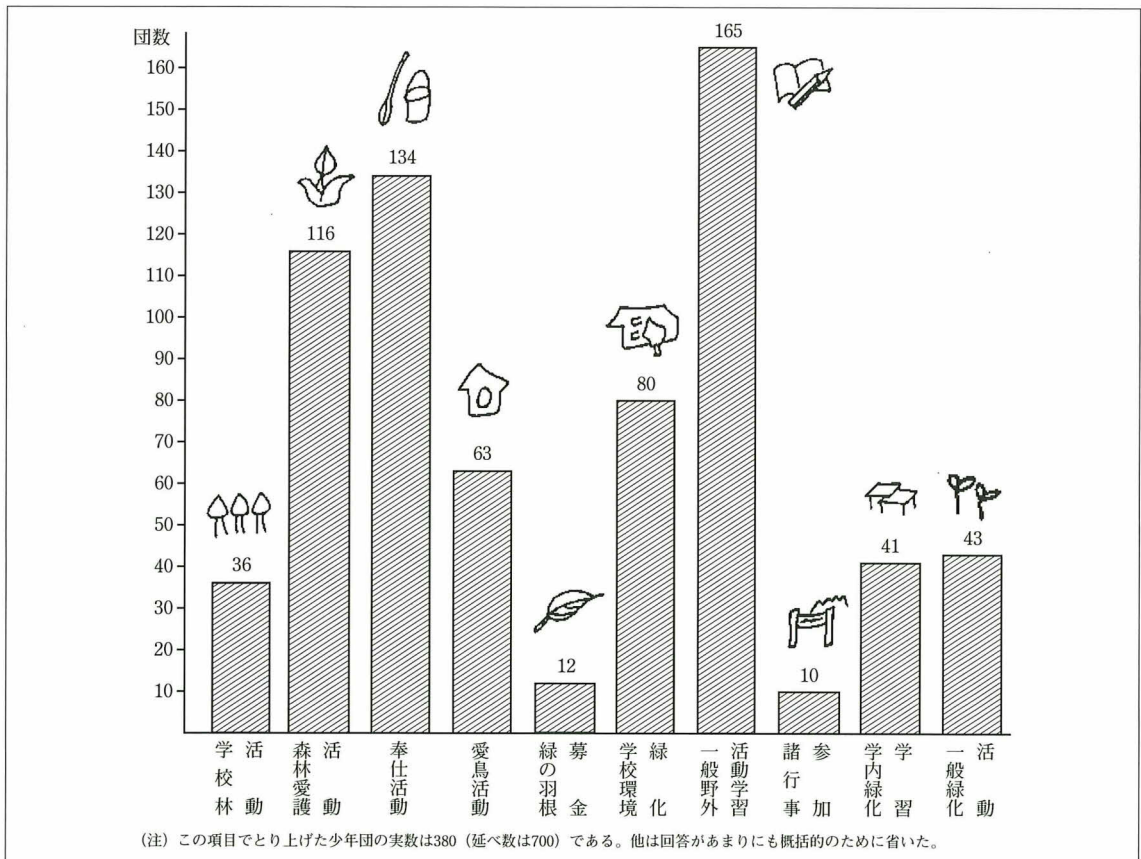
昭和53年1月1日現在をもって、国土緑化推進委員会が緑の少年団の実態調査を行っている。緑の少年団結成年別団数は次のとおりで、全国で535団が結成されている。



## 活動種類別団数

### ◎活動内容の詳細

- 学校林活動……………学校林の植栽・保育等の作業，学校林観察，学校林を対象とした学習等。
- 森林愛護活動……………森林パトロール，山火事防止活動，登山道の清掃・補修，道標板の設置・補修，森林樹木の保護等。
- 奉仕活動……………公園・観光地・社寺境内・一般道路・河川等の清掃，その他の奉仕活動。
- 愛鳥活動……………巣箱の作製・とりつけ，野鳥の観察，探鳥会，えさ集め，巣箱コンクール等。
- 一般野外活動・学習…キャンプ，オリエンテーリング，スキー教室，野草研究会，サイクリング，写真会，宿泊研修，野外炊飯，古木名木調査，動植物の調査，さし木の学習，緑の地図作成，木の名札つけ，木の実ひろい，トランシーバー勉強会，樹木の成育調査等。
- 諸行事参加……………植樹祭，育樹祭，地区子ども交流会，迎光祭，おしるこ会，クリスマス会，他の少年団との交流集会，地区活動発表大会，ワカサギ釣り大会，レクリエーション大会等への参加。
- 学内緑化学習……………緑化ポスター・標語の作成，映画会，その他緑化に関する学習。
- 一般緑化運動……………公共施設等における樹木の植栽・手入れ，スキー場の刈払い，桑園作業，しいたけ栽培等。



このようにして，緑の少年団は，全国植樹祭・育樹祭，指導者研修，活動発表大会の開催を通して，各県であいついで結成されていき，順調に成長していった。

緑の少年団は，現在（平成12年1月1日）4,025団。構成母体別をみると学校単位のも

のが2,816団（69%），地域単位1,236団（31%）で，団員数は319,068人となっている（本書資料編第3章関連統計5.緑の少年団関連統計）。その活動状況は，全国植樹祭・育樹祭をはじめとして各地域の緑化行事においては，今や欠かせない存在となっており，

学習・奉仕活動においては、学校林・校庭・公園など森林をステージに、森林教室、林業体験、シイタケ栽培、ドングリ・サクランボを集めて苗木づくりなどや緑の募金、森林愛護、森林パトロール活動、さらには森林ボランティア活動もみられるようになっていく。

また、カナダ、アルバータ州ヒントンでの3回の海外研修では、大自然の中で、森林環境学習、現地の森林少年団との交流を通じた国際性を身につける学習など、その活動は活発化・多様化・国際化している。

#### (4) 全国緑の少年団連盟の設立

緑の少年団は、平成元年において2千団、団員18万人と大きく成長し、緑の少年団活

動に対する地域の期待も高まり、より強力な活動を展開するため組織体制の整備充実が求められるようになった（本書資料編第3章関連統計5.緑の少年団関連統計）。

特に平成元年に「みどりの日」が制定され、国民の森林・緑に対する関心が一層高まる中で、緑の少年団活動においても、山村と都市部との交流促進、学習活動や奉仕活動の内容充実や少年団相互の連携強化のため、全国的な組織が必要という声が高まった。

「みどりの日」が制定された記念すべき平成元年を機に「全国緑の少年団連盟」を設立しようという気運が盛り上がり、設立準備が進められ、11月に「設立趣意書」により、全国に設立総会を呼びかけた。

### 設立趣意書

近年における我が国経済社会の成熟化や都市化の進展に伴い、国民の森林・緑に対する要請は、従来の経済的、公益的諸機能の発揮に加え、レクリエーションや教育・文化的活動の場としての活用等多様化・高度化しており、特に、次代を担う青少年にたいして、緑とのふれあいを通じた緑化思想の高揚、さらには情操教育や社会奉仕精神の充実・強化を図る場としての重要性が急速に高まっています。

緑の少年団は緑を守り育てる活動を通じて、次代を担う少年少女が健康で心豊かな社会人に育っていくことを目的として、昭和35年に結成されて以来、地域緑化活動の中で重要な役割を果たしてきており、今日、その規模は全国で2,000団、18万人に達しております。

特に、本日は「みどりの日」が制定され、国民の森林・緑にたいする関心が一層高まるなかで、緑の少年団活動においても、都市部と山村との交流の促進、学習活動や奉仕活動における内容の充実、レベルアップが強く求められております。

このような要請に応え、今後の緑の少年団活動をより一層充実・強化するためには、各都道府県レベルにおける緑の少年団の組織化を促進することはもとより、少年団相互の連帯を強化するとともに、全国レベルの組織化を図っていくことが急務となっております。

このような現状にかんがみ、都道府県レベルにおいて「都道府県連盟」（育成会、育成協議会）の結成を促進するとともに、「みどりの日」が設定された記念すべき平成元年に全国レベルの組織として、「全国緑の少年団連盟」の設立を期するものであります。

平成元年12月19日に国土緑化推進機構理事長代行大矢副理事長及び各都道府県理事長、委員長、会長48名からなる設立発起人会を開催し、「全国緑の少年団連盟」の設立宣言、連盟規約、事業及び予算計画書を決定した。引き続き設立総会において、連盟規約、事業

及び予算計画書が承認され、連盟役員が選出されて全国連盟が設立された。

## 2. 全国緑の少年団活動発表大会

緑の少年団活動の各地での盛り上がりを背

景として、初の「全国緑の少年団活動発表大会」が開催されることとなった。昭和51年に岐阜県で全国育林祭が開催されることとなり、その協賛行事として、日頃の活動状況の発表を行った。全国から作文で予選を通過した8チームと岐阜県内7チーム計15チーム140名が参加し、関ヶ原町の青少年自然の家で開催された。15チームの緑の少年団がその活動の努力と成果を発表し、農林大臣賞に松尾村自然愛護少年団(岩手県)、林野庁長官賞に檜山中学校緑の少年団(秋田県)と上中学校緑の少年団(岐阜県)が受賞した。

翌年の昭和52年には、第1回全国育樹祭が大分県で開催されることとなり、育樹祭式典の前日に「全国緑の少年団活動発表大会」が湯布院町湯布院青年の家で開催され、第2回全国育樹祭(秋田県)から「全国緑の少年団活動発表大会」に改称。その後、全国育樹祭の併催行事として継続して実施され、平成12年9月福島県須賀川市文化センターにおいて開催された平成12年度全国緑の少年団活動発表大会まで25回を数えている。

### 3. 緑の少年団の交流集会

緑の少年団は、それぞれの団の目的にそって独自の活動を続けることが基本であるが、地域内あるいは広域的な他団体との交流を進めることも、経験と情報の場が持てることになり、相互研鑽の高揚が図られ、共同生活を通じての規律と協調精神を養うことができる。このことから、重要な活動項目の1つとして、交流集会の開催があげられる。

このため、国土緑化推進委員会は、国際児

童年の昭和54年に全国緑の少年団サマー・ジャンボリーを開催するとともに、昭和55年度からは、各都道府県、緑化推進委員会を通じて各地で交流会開催への助成強化を図っている。

昭和56年からは、全国緑の少年団交流集会が西と東に分けて毎年交互に開催され、平成2年から、緑の少年団全国連盟の設立後は、全国を一本にして緑の少年団全国大会が開催されている。また、都道府県段階においても交流集会が開催され、これらの交流集会を通して自然の中で学習、共同生活や相互の理解と交流を図り、緑を守り、育てる心豊かな人間性を持つ社会人の育成がなされている。

#### (1) 全国緑の少年団交流集会

##### ① 全国緑の少年団サマー・ジャンボリー

初の全国緑の少年団交流集会としての全国緑の少年団サマー・ジャンボリーは、国際児童年を記念して昭和54年8月1日から3日までの3日間、愛知県の愛知青少年公園を中心に“全国の少年少女に、自然の中での共同生活を通じ、規律や協同の精神を養い、自然保護や育林などの実際を勉強してもらおう”というねらいのもとに開かれた。

主催は、国土緑化推進委員会、愛知県緑化推進委員会、国土緑化岐阜県推進委員会、三重県緑化推進委員会、中日新聞社、東海財団、中部日本治山治水連盟。そして、林野庁、愛知県、岐阜県、三重県が後援。

参加者は、北海道、東北、関東、甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州の各地での活動のめざましい緑の少年団の代表約400人。国際児童年記念にふさわしく、カナダのトロント日本語学校生徒9人も特別参加した。こ

のほかに、主催者、講師、指導員などを入れて総勢は450人となった。

色とりどりの団旗を持ち、それぞれの制服に身を固めて全国から集まった少年団員は、盛り沢山の日程を元気にこなし、交流と親睦を深め、大きな成果を収めた。

## ② 全国緑の少年団交流集会

昭和56年7月27日～29日、秋田県仙北郡田沢湖町・田沢湖青少年スポーツセンターにおいて、昭和56年全国緑の少年団交流集会が、国土緑化推進委員会、秋田県、秋田県教育委員会の主催で開催され、中部、関東、東北、北海道ブロックの都道府県の77緑の少年団、316名が参加し、記念植樹、活動発表、森林学習、自然観察会、野鳥観察会、交歓会（キャンプファイヤー）などを折り込んだ多彩な日程をこなし、団の資質向上と連携を深めた。

## (2) 緑の少年団全国大会

全国緑の少年団交流集会は昭和56年から、西と東に分けて交互に開催してきたが、平成元年12月に全国緑の少年団連盟が設立され、その事業として、全国1本として緑の少年団全国大会を実施することが決定された。

第1回は、平成2年8月6～8日の3日間兵庫県大河内町峰山高原において盛大に開催された。

全国緑の少年団連盟結成記念「第1回緑の少年団全国大会」

### ① 趣 旨

全国の緑の少年団が自然の中で学習や共同生活を通じて互いに交流し、緑を愛する豊かな人間性を持つ健康で明るい社会人の育成に寄与する。

### ② テーマ

「広げよう僕らの夢 育てよう緑のふるさと」

### ③ 主 催

全国緑の少年団連盟、兵庫県緑の少年団連盟、兵庫県、兵庫県緑化推進委員会

### ④ 後 援

農林水産省・林野庁、文部省、兵庫県教育委員会、大河内町、(社)国土緑化推進機構、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、NHK神戸放送局

### ⑤ 開催地

兵庫県神崎郡大河内町

「峰山高原簡易保険総合レクセンター」

### ⑥ 開催月日

(1) 交流集会 平成2年8月6日～8日

(2) 記念式典 平成2年8月7日

### ⑦ 参加者数

(1) 交流集会 104団、少年団員343人  
指導者等177人、計520人

(2) 記念式典 164団、少年団員1,065人  
指導者数705人その他200人  
計2,000人

平成12年度は、秋田県秋田市、森吉町において7月25日～27日の3日間「夢広げ、緑にそめようぼくらの世界」をテーマに開催され11回目を迎えた。

## (3) 各地の緑の少年団交流集会

昭和54年初の交流集会としての全国緑の少年団サマー・ジャンボリーの成功の陰には、それまでに3年続けられていた東海地区みどりの少年団サマー・ジャンボリーの蓄積があった。岐阜・三重・愛知の3県による交流集会は、昭和51年から毎年1回開かれており、

夏休みの間に3日間、3県の緑の少年団200～300名が、「自然に親しみながら心身を鍛錬し、野外活動を通じて相互の交流と親睦をはかり、規律、協同、奉仕の心を養い、自然と緑を勉強するために」一堂に会し、共同生活のなかで、「緑の観察」を行い、「植物の講話」に学び、「キャンプファイヤー」を楽しんでいる。

平成7年には、20回目を迎え、三重県四日市市少年自然の家において、緑の少年団27団、185人が参加して開催され、翌年20周年記念誌を発行している。

このジャンボリーは(社)愛知県緑化推進委員会、(社)岐阜県緑化推進委員会、(社)三重県緑化推進協会の主催によるもので、他県をまたがるイベントは、他に例がなく現在も継続して開催されている。

また、県段階の交流集会は岩手県が昭和44年に岩手県森林愛護少年団大会を始めて、現在は岩手県緑の少年団大会と名称を変え、平成12年度は、第32回と継続して実施されている。また、福島県、宮城県、広島県、山口県、千葉県が20数回以上継続して実施されており、そのほかの都道府県においても一ヶ所に集合して、あるいはブロックに分けて実施され、自然の中での学習、共同生活を通して相互の理解と交流を深め、緑の少年団の連携強化が図られている。

## 4. 研 修

### (1) 指導者研修会

緑の少年団の結成も順調に伸びて、昭和54年3月において679団となり、指導者の育成

強化を図るため、昭和54年1月、森林愛護運動推進事業の一つとして、「緑の少年団指導者研修会」が東京・砂防会館会議室で開催された。研修内容は次のとおりで、35名の指導者が参加して実施された。

1. 緑の少年団への期待—林野庁造林課
2. 緑の少年団育成強化について—国土緑化推進委員会
3. 体験発表—緑の少年団指導者代表
4. 緑の少年団育成指導要領・規約及び団則—宮城県森林保全課
5. ボーイ・スカウト隊の育成強化について—ボーイ・スカウト日本連盟

この指導者研修会は初めての試みでもあり、また常日頃、緑の少年団活動に熱意を燃やしている指導者の方たちであるため、会場は終始、熱気にあふれる雰囲気に入れられ、活発な意見交換が行われた。

第2回の同研修会は、昭和55年3月、第3回の同研修会は昭和56年3月にそれぞれ砂防会館において開かれ、緑の少年団育成に関する考え方や具体的な方法についての講義・情報交換が行われた。

また、昭和54年8月に開かれた初の「全国みどりの少年団サマー・ジャンボリー」の最終日に、全国緑の少年団指導者会議が開催され、育成団体の強化や全国組織化の進め方などをめぐって、活発な討議が進められた。

昭和56年には、初の全国緑の少年団交流集会在秋田県において、中部以北の19県が参加して開催された。緑の少年団の増加する中、その活動が野外を基盤とするため、災害が発生しやすい条件下にあるため、「安全対策のための研修会」を実施している。



研修内容は、「山における救急法について（日本赤十字社秋田支部）」「野外活動における安全対策と災害防止（日本ボーイ・スカウト秋田連盟）」で、各リーダー（80名）が受講し、終始真剣で熱気こもった雰囲気の中で行われ、有意義な成果の大きい研修となった。

その後、全国緑の少年団交流集会は、西日本地区、東日本地区で交互に開催され、平成2年には緑の少年団全国大会へと発展してゆき、そのプログラムの中で指導者研修会が実施された。

## (2) 海外研修

全国緑の少年団連盟が結成されて10年目を迎え、緑の少年団活動も活発化、多様化している。21世紀を目前に控え、国際感覚のある少年団の育成や、森林環境教育の実践も重要なプログラムとなったことから、緑の少年団海外研修が企画された。平成9年7月の全国緑の少年団連盟理事会で提案され、現地調査を行い、条件整備が整い次第、実施することとなった。

平成10年3月全国連盟は、カナダ・アルバータ州環境庁、ヒントンの環境教育センターを対象地として、具体的な調査を実施した。現地調査の結果、環境教育センターは受け入れ体制が万全で、安全性が高く、研修内容もすぐれたプログラムであり、対応も熱心で友好的であることが確認されたので、ヒントンの環境教育センターにおいて研修を実施することを決定した。

平成10年8月に表1のような研修計画で海外研修が実施された。センターでの3日間は、朝から暗くなるまでの盛りだくさんのプログ

ラムが用意され、熱心なスタッフの指導と現地での森林少年団との交流を深めながら、森林環境学習や国際交流、カナダ大自然体験は、かけがえのない機会であり、緑の少年団にとって大きな成果となった。

平成11年は、全国緑の少年団全国連盟が設立されて、10周年になったことから、この記念事業として、プレ海外研修計画と同じヒントンの環境教育センターにおいて、プレ研修計画を改善したプログラムで8月中旬実施した。団員41名、団長・指導者・添乗員16名、総勢57名が参加し、記念事業にふさわしく多大な成果を得て、無事終了した。

平成12年8月中旬、ポスト海外研修を実施し、団員32名、団長・指導者・添乗員15名、総勢47名が参加した。

## 5. 緑の少年団安全会の設置

緑の少年団の安全問題の処理と事故に合った場合の補償を行うため、国土緑化推進委員会は昭和55年6月、緑の少年団安全会を設置した。

学校単位に結成されている緑の少年団の場合は、学校安全会に加入することによって事故にあったときの補償についてある程度解決しうが、その補償対象は、あくまでも学校行事であり、緑の少年団独自の活動は補償の対象とならない。また、地域単位に結成された少年団は完全にこの制度の適用を受けられないので、その他の保険に加入しなければならない状況にあった。そこで、国土緑化推進委員会は、災害防止と補償対策を目的とし、緑の少年団員を会員とする緑の少年団安全会

を国土緑化推進委員会内に設けた。この安全  
会に加入すれば、災害補償制度（傷害補償制

度、賠償補償制度）の適用を受けることが  
でき、安全対策充実が図られるようになった。

表1  
研 修 計 画

1. 日 程 旅行 平成10年8月23日～8月29日7日間  
研修 平成10年8月24日～8月27日4日間
2. 場 所 カナダ アルバータ州ヒントン  
アルバータ州立環境教育センター
3. 参加者 団員40名、団長・指導者・添乗員18名、計58名
4. 研修内容

月 日	場 所	科 目
1 8月24日 (月)	環境教育センター (ヒントン)	現地の森林少年団との交流活動 ・ネイチャーゲームと自然観察 ・苗畑の見学 ・パルプ工場見学  夕食後、ウォーキングとミエッティ温泉で入浴
2 8月25日 (火)		アサバスカ火事監視タワーでの活動  ウィリアム・スウィツァー公園での活動 ・カヌー教室 ・サバイバル・スキル教室  キャンプファイヤー&パン作り
3 8月26日 (水)		環境教育センターでの活動 ・森林自然観察道において森林環境学習 ・野生動物の管理 ・トレイルハイキング  さよならパーティー、記念植樹
4 8月27日 (木)	ヒ ン ト ン ↓ ジ ャ ス パ ー ↓ バ ン フ ↓ カ ル ガ リ ー 着	ジャスパー国立公園にて、氷河を見学  バンフ国立公園にて、野生動物の観察

## 第6章

# 森林ボランティア活動

### 1. 森林ボランティア活動の黎明 —市民による森林づくりの胎動—

森林づくりボランティア活動の先駆けとしては、「草刈り十字軍」の活動があげられるが、この「草刈り十字軍」は、昭和49年、富山県の山奥で除草剤空中散布に反対し、全国の若者たちに呼びかけて広大な造林地の下草刈りと取り組んだ運動で、四半世紀を経た今日まで、全国から集まった学生が中心となって毎年とぎれることなく続いている。この活動は、その後の森林づくりボランティア活動の手本となり、関東地域でも同様の運動が起こっている。

国土緑化推進機構では、この「草刈り十字軍」がボランティア活動による森林づくりの先駆けとしての功績を認め、平成6年、「第6回みどりの文化賞」として表彰した。また、平成8年から本格的に実施した「緑の募金事業」により支援を続けている。

さらに、平成9年には、この運動をモデルに映画「草刈り十字軍」が映画化され、自主上映された。この映画は今日直面している環境保全問題や真のボランティアのあり方を問う格好の素材になりうるもので、それを活用して、「国民参加の森林づくり」の中心となる森林ボランティアへの参画の意義を訴えてその裾野の拡大を図るとともに、そうした森林ボランティア活動の支援を行う緑の募金への協力を深めるために、全国11ヶ所において、「みどりの週間」のキャンペーン企画の一つとして映写会を実施した。

### 2. 森林ボランティア活動への 社会的関心の高まり

昭和50年代後半、森林の有する多面的な機能が重視される一方、林業の停滞から森林の手入れ不足状態が顕在化したことから、森林の整備は山村の人々や林業関係者のみでなく国民全体の課題として取り組むべきであると

の気運が高まってきた。このような背景の下に、昭和61年3月、国土緑化推進機構に設置された「21世紀の森林づくり委員会」により「国民参加の森林づくり運動」が提言された。

本提言は、人類の共通財産ともいふべき森林の育成管理は国や自治体、そして林業者や山村の人々だけに任せておくべきものでなく、国民一人ひとりがそれぞれの立場で、可能な方法で森林づくりに参加することを提唱するものである。

また、この提言は、折から策定中であった政府の「第四次全国総合開発計画」にも盛り込まれ、以降のわが国緑化運動の基本指針となった。

平成4年、ブラジルで開催された「地球サミット」を契機に、地球的規模での環境保全問題から、世界的にも森林問題に関心が高まり、かけがえのない森林は「自ら守り育てるべきもの」との共通認識のもと、わが国でも市民活動やボランティア活動としての「国民参加の森林づくり」運動が全国的に広がってきた。

折しも、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成9年1月の日本海重油流出事故に際してボランティア活動が社会的に注目を集めたこともあって、森林づくりボランティア活動への国民の関心も一層高まる結果となった。

### 3. 森林ボランティア活動の 新たな動向

国民参加の森林づくり運動の事例として森林ボランティアが社会的に注目を集め、初めて林業白書に取り上げられたのは昭和61年度

であったが、約10年が経過した平成8年度の白書では、国民参加の森林づくりの中で独立した項目として森林ボランティア活動が取り上げられた。森林づくりを行っているボランティア団体は、全国で約280団体（平成9年8月林野庁調査）に及んでいる旨の記述がなされている。

現在、森林ボランティア活動は全国で展開されているが、なかでも先進的な活動を展開しているのが近畿地域と関東地域である。

後述する、森林づくりボランティア情報ネットワークの毎月の活動情報の提供件数では、近畿ブロック、関東ブロック、中部ブロックが常に多くなっているが、東北・北海道ブロック、九州ブロックでは、参加団体数も少ないこともあって活動情報の提供件数はわずかである。

#### (1) 森林ボランティア団体のネットワーク化

東京、神奈川などを中心とする首都圏においては、「森林クラブ」、「浜仲間の会」、「花咲き村」など十数の団体が積極的に活動を展開しており、平成7年6月にはこれらの団体を中心に「森づくりフォーラム」が結成され、情報収集、作業場所の確保、技術研修、障害保険などの共通の問題点を検討するとともに、各団体間のネットワーク化を図り相互に連携をとった活動が展開されている。この他にこのようなネットワーク化を進めているのは奈良県森林ボランティア連絡協議会、香川森林ボランティアネットワーク連絡会等がみられる。

#### (2) 森林と市民を結ぶ全国の集い

平成8年2月、第1回の「森林と市民を結ぶ全国の集い」が全国から900名を超える参加者をえて、東京都で開催された。この会議の日程やプログラムづくりなどの企画運営は全て市民ボランティア、行政、団体、学識経験者、林業関係者からなる全国実行委員会が当たり、運営もボランティアスタッフの協力により行われ、ボランティアによるボランティアのための意義ある大会となった。会議は、市民ボランティアの視点から見た森林づくり、活動の場の確保、都市と農村の交流、リーダーの養成など森林ボランティア活動推進に当たって各グループが直面する広範囲な問題点について意見交換が行われた。この集いは、全国の森林ボランティアグループが一堂に会し、行政や関係団体と一体となって開催した最初の会合であり、森林ボランティア活動の全国ネットワーク化への記念すべき第一歩が踏み出された。その後、第2回を平成9年3月東京都、第3回を平成10年2月大阪市、第4回を平成10年12月仙台市、第5回を平成11年8月高知県大川村と全国の主要ブロックごとに開催し、森林ボランティア活動の全国的展開に大きく貢献した。

### (3) 森林ボランティア活動の拠点整備—

#### 「緑のボランティアの森」記念造成事業他

平成9年春、神奈川県は津久井町の仙洞寺山国有林において、ボランティア団体（森づくりフォーラム）、国（東京営林局）、支援団体（国土緑化推進機構）の三者一体となって進める「フォレスト21・さがみの森」事業がスタートした。すなわち、ボランティア団体は山づくりの実際の努力を、国は活動のフィ

ールドを提供し、国土緑化推進機構は「緑の募金」によって苗木や道具代など経費面を負担するという三者の機能に応じた役割分担の下に実施された事業である。本事業の特徴は、森林の活動計画をボランティア自身が立てるとともに、活動への参加が地域の市民ボランティアにオープンになっていることにあり、地域の森林ボランティア活動の拠点として、ボランティアによるオープンな形での森林づくりのモデル事業となっている。

平成10年夏には、このモデル事業の第2弾として、大阪府泉佐野市の民有林に、ボランティア団体（大阪みどりのトラスト協会他）、土地所有者（泉佐野市、長滝財産区）、支援団体（国土緑化推進機構）の三者が協定を結び「緑のボランティアの森（いずみの森）」事業が関西地域における森林ボランティア活動の拠点としてスタートした。

さらに、平成11年には、国土緑化運動50周年を記念して静岡県富士宮市の台風被害地の国有林に自然林への復元をテーマとした総合的体験フィールドとして「富士山緑の募金の森」を設定した。

また、同年4月、国土緑化推進機構は、ボランティアによる国際緑化運動を推進するため、国際緑化推進センターの協力を得てインドネシア林業省と協定を結び、中部ジャワ州キャンディロットのインドネシア国有林において、アグロフォレストリーなど多様な森林づくり活動が可能な拠点として「緑の国際ボランティアの森」を3カ年（平成11年～13年）かけて造成し、インドネシアの地域住民と日本の森林ボランティアが交流する事業を開始した。

## 4. 森林ボランティア活動への 国土緑化推進機構の支援

森林づくり活動が活発になるにつれて、いくつかの問題や課題もでてきている。各団体がボランティア活動を継続し運営していくための多くの課題、そして共通的な問題すなわち森林づくりのための技術や知識の取得、そのための研修、指導員の育成、フィールドの確保、保険等である。これらについて共同して解決しようとの試みが関係者の努力で始められているが、これらの共通の問題対策などのためにも森林ボランティア団体のネットワーク化とその運営面での足腰の強化が必要と思われ、こういった面への行政など公共的な面からのサポートが望まれている。

こうしたことから、国土緑化推進機構では、森林ボランティア活動を支援するため以下のようなさまざまなボランティア支援事業を展開した。

### (1) 国民参加の森林づくり推進事業

国民一人ひとりが森林づくりに参加することが可能な仕組みを創設し、その普及を図るため、昭和63年度以降、国民参加の森林づくりの推進事業を開始し、次の事業を実施した。

#### ① 普及啓発

ボランティア活動を促進するため推進協議会を開催するとともに、普及啓発資料等を作成・配布した。

#### ② ボランティア指導者養成研修

森林づくり参加者に対する指導体制を確立するため、ボランティアリーダーを

対象とするリーダー研修、全国及びブロック別にボランティアを対象とした安全・技術研修を実施した。

また、平成11年度からは、ボランティア活動の広域化・多様化に対応し、活動推進の中核となる森林ボランティア・リーダーの育成のため、従来のリーダー研修に代えて、森林ボランティア活動の推進にあたっての基本理念、専門知識、指導・運営手法等を体得する「グリーン・カレッジ」を創設した。

#### ③ グリーンボランティア登録事業

平成8年度から3カ年間、一般市民が自ら森林整備に参加する「グリーンボランティア」を広く募集し、これを登録する事業を都道府県緑化推進委員会に委託して実施した。

#### ④ ボランティア情報のデータベース整備事業

平成8年度から、ボランティア活動への参加希望者、市民活動団体、活動の場の提供などに関する情報の収集・蓄積・提供を目的とする「データベース整備事業」を実施した。

#### ⑤ 森林づくりボランティア全国連絡会とボランティア情報の提供

平成8年8月、市民グループやボランティアによる森林づくりが活発になってきていることから、「国民参加の森林づくり」運動をさらにステップアップさせるために、国土緑化推進機構は、都道府県や市民グループ等と連絡を取りつつ情報の収集、発信などのネットワーク活動を行う森林づくりボランティア全国連絡

会を設置し、森林づくり市民運動の支援を行うこととした。

平成10年9月、森林づくりボランティア全国連絡会は、全国で多様に展開しつつある森林づくり市民活動を支援するため、全国のボランティア団体に呼びかけて、ファックス及びインターネットを通じて、定期的に活動情報の収集及び提供を行うボランティア情報のネットワークを創設し、一般市民の参加の拡大を図った。

#### ⑥ 国土緑化NPOの支援

多くのボランティア団体では、法人格がないため、契約の締結や資産の取得等に不便があり、責任や信用の面からも団体の活動がしにくいなどの問題があった。

平成7年1月の阪神・淡路大震災後のボランティアの活躍を契機に、与党3党による議員立法により平成10年3月「特定非営利活動促進法（NPO法と俗称）」として成立した。本法では、自然環境保全を含む限定列挙される12の項目を活動目的とし、10人以上の社員と一定の組織を整える団体は、国または都道府県に申請すれば法人格をとれることになり、これまでの法人格取得に対する厳しい規制が緩和されることになった。

このNPO法制定を契機に、平成10年12月、国土緑化推進機構に国土緑化NPO室を設置しグリーンアドバイザーを配置して、NPO法に基づき法人設立を検討している全国の森林ボランティア団体に対して、その法人申請事務がスムーズに行えるよう連携、助言を行い、森林ボランティアの社会的な裾野を拡大すること

とした。

#### (2) 緑と水の森林基金事業

昭和63年にスタートした「緑と水の森林基金」は、国土緑化推進機構と都道府県緑化推進委員会が普及啓発、調査研究、活動基盤の整備、国際交流の4分野の事業を展開している。このうち、国土緑化推進機構は中央事業として、森林づくりボランティア全国集会の開催、森林づくりボランティア全国連絡会、ボランティア活動事例調査などの事業を実施するほか、公募事業に対しても支援している。

#### (3) 緑の募金事業

平成7年6月施行された緑の募金法第3条では、「森林整備等は…、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない」と規定されており、緑の募金は国民参加による森林づくりを支援するものとして明確に位置付けられた。平成8年以降、国土緑化推進機構と都道府県緑化推進委員会において、森林整備、緑化推進等の事業を展開している。このうち、国土緑化推進機構では、国内の森林整備・緑化の推進事業に加え、国際緑化事業として、直接事業及び公募事業あわせて、平成8年は27件、平成9年は70件、平成10年は99件、平成11年は119件の事業を実施している。

#### (4) 森林の整備活動支援事業

森林ボランティア活動を行う民間の非営利団体等の活動を支援するため、平成11年度補正予算で「森林の整備活動支援事業」が実施された。本事業では、国土緑化推進機構が事

業実施主体となり、ボランティア団体等が実施する平成12年3月から8月までの間の森林整備活動に対して、それに要する経費の1/2を助成することとし、全国のボランティア団体等から助成金の交付申請を受け付け、317団体、746件の活動について2億3千万円を助成した。

本事業を実施したボランティア団体は、全

国的に活動している団体から地域で着実に活動している団体、さらには、これまで森林の整備に直接関わっていない団体も含まれている。

これらの種々の団体が、子どもから大人までを対象に森林整備活動とともに、体験学習等幅広い活動を実施し、森林ボランティア活動の裾野の拡大に大いに寄与した。



## 第7章

# 各種コンクール等，普及啓発活動

### 1. 各種コンクールの開催及び表彰

#### (1) 国土緑化運動ポスター原画コンクール

国土緑化推進委員会は、緑化思想の普及啓発のため、創立早々の昭和25年、農林省・文部省両者の後援のもとに、全国の小・中・高校の児童・生徒を対象に、国土緑化運動ポスター、標語の募集を開始した。翌26年2月、昭和26年用として入選（2点）佳作（10点）が発表され、ポスターとして全国配布されるとともに、緑化ポスター展を開催した。以後今日に至るまで継続して公募をしているが、その主な経過は次のとおりである。

昭和46年募集(47年用)より、文部大臣、農林大臣賞（後に農林水産大臣賞）が授与されることになり、入選・佳作の他、特選が設けられた。

昭和52年(53年用)から55年(56年用)までは、育樹運動ポスターを社会人を対象として募集したが、昭和56年(57年用)からは、「国

土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」として小・中・高校の児童・生徒から募集することとなった。

昭和57年(58年用)から、林野庁長官賞、国土緑化推進委員会(機構)会長賞・理事長賞が設けられた。

平成11年における応募状況は、応募点数は75,500点（うち小学校44,211、中学校27,750、高等学校3,539点）、応募学校数4,869校（うち小学校3,190校、中学校1,472校、高等学校207校）で、このうち特選（大臣賞）6点（うち会長賞2点）、準特選(林野庁長官賞)9点、入選（理事長賞）28点であり、第51回全国植樹祭で表彰された。

#### (2) 全日本学校林活動・環境緑化コンクール

昭和25年度に、「現下わが国の山林は荒廢の極に達し、急速な植林対策が要望されているが、長年月を要する植林事業の特質からみて、青少年層、とくに学校を中心とする一大植林運動の展開こそ最も効果的であり、学校教育

の一環としても極めて有意義であることは論をまたない」として、読売新聞社、西日本新聞社、中部日本新聞社、国土緑化推進委員会の主催、文部省、農林省の後援のもとに、全日本学校植林コンクールの名によって、第1回が開催されたのが全日本学校植林コンクールの始まりである。その後、昭和32年度には、全日本学校環境緑化コンクールが加わり、35年までこの要領により実施されたが、同年度をもって新聞社との主催を打ち切り、36年度からは、日本放送協会を主催者に加えた。昭和38年からは主催は、国土緑化推進委員会のみとし、後援として、文部省、農林省(農林水産省)、日本放送協会となった。

その後、昭和44年度からは、「従来の植林コンクールの他、さらに学校林育成管理コンクールを取り入れて、造林コンクールとし、学校林全体の水準を一段と向上せしめるとともに、引き続き、環境緑化コンクールを実施して、青少年の緑化活動を一層強化に推進」することとなり、全日本学校造林・環境緑化コンクールと名称も変え、さらに、昭和55年度からは、児童・生徒が学校林を造林事業実施の場とするばかりでなく、学校林を教育的に利用することに重点を置くことにしたため、学校林内での作業をはじめ、森林に親しむことなどを含めて学校林活動と呼称することにして、全日本学校林活動・環境緑化コンクールと改称した。

昭和59年度には、学校林活動の部を学校林等活動の部に変更し、名称を「全日本学校関係緑化コンクール」に改め、今日に至っている。

### (3) 国土緑化功労者の表彰・育樹運動コンクール

#### ① 緑化功労者

緑化功労者は、昭和35年が国土緑化運動満10年を迎えたことを記念して、各都道府県の推薦者のうちから89名が選ばれ、国土緑化推進委員会委員長感謝状が授与された。

昭和41年、農林大臣賞(後に農林水産大臣賞)、国土緑化推進委員会会長賞(後に国土緑化推進機構会長賞)が設けられ、以後毎年、表彰を行っている。

昭和43年から、林野庁長官賞及び、国土緑化推進委員会理事長賞(後に国土緑化推進機構理事長賞)が設けられ、以後今日に至っている。

平成11年は、大臣賞3名、会長賞3名、長官賞7名、理事長賞8名であり、第51回全国植樹祭で表彰された。

#### ② 全国育樹活動コンクール

昭和51年、「全国育林技術コンクール」が開始された。このコンクールは、技術開発導入部門と技術普及推進部門の2部門ごとに、それぞれ個人及び団体を表彰対象とするものであった。その後、昭和54年からは、「全国育樹技術コンクール」とし、部門区分を設けず、個人及び団体を対象とした。昭和57年より「全国育樹活動コンクール」に改称し、今日に至っている。

表彰の種類は、農林(水産)大臣賞、林野庁長官賞、国土緑化推進委員会(機構)理事長賞の3種である。

平成12年度は、大臣賞1名・1団体、長官賞2名・2団体、理事長賞5名・5団体であり、第24回全国育樹祭で表彰された。

#### (4) ふれあいの森林づくり優良市町村等の表彰

部分林、分収林制度等を活用して都市住民等が参画した森林づくりを推進し、広く国民の間を緑に関する共通基盤を醸成するため、昭和59年度から、国において「ふれあいの森林整備推進事業」が実施されることになった。

このような状況の中において、昭和60年度から、全国の都道府県知事から推薦された優良市町村等のうちから中央表彰審査会で国土緑化推進委員会（機構）会長賞2点を選考し、全国育樹祭の式典で表彰することとした。最初の表彰は、第9回全国育樹祭（千葉県）で行われた。

その後、平成9年度から会長賞の他、理事長賞が設けられ、平成11年度からは、森林づくりの活動の多様化等に対応して、森林ボランティア団体も表彰の対象とした。

#### (5) ノースロップ賞

昭和49年4月、当時国土緑化推進委員会の理事であった久我俊一氏（昭和55年死去）からの寄付により、わが国の学校林運動の先駆者であったノースロップ博士の名前を冠して「ノースロップ賞基金」を設置し、学校造林に顕著な功績があった方々に「ノースロップ賞」として賞状及びこの基金による副賞を贈呈し、表彰している。平成12年までの受賞者は225名に及んでいる。

#### (6) みどりの文化賞

緑豊かな国土と新しい森林文化の創造に資するため、平成2年「みどりの文化賞」が創設された。

「みどりの文化賞」は毎年度、「緑と水の森林基金運営審議会」に諮ってテーマ及び選考基準を定め、このテーマに即して本機構が指名する者に候補者の推薦を受け、有識者で構成する選考委員会で決定することとしている。また、表彰は「みどりの感謝祭」の式典において行い、みどりの感謝祭名誉総裁（秋篠宮殿下）の表彰状、機構会長の賞牌及び副賞（賞金100万円）を授与することとしている。

平成12年までの受賞者は11名（個人5、団体6）となっている。

#### (7) エコマテリアル・スカラシップ基金

平成11年5月、元林野庁長官小澤普照氏の寄付金を基金として、「エコマテリアル・スカラシップ基金」を設置した。この基金は、行政官庁、森林林業・木材関係業界等における理論的・実践的指導者を育成し、国土緑化運動の人的基盤を強化することを目的として、勤務しながら博士号を取得する意欲のある者を対象に、奨学金（返済不要）を支給するものである。この基金は取り崩し基金であり、今後賛同者を募り永続することを期待している。平成12年度までの採用者は2名である。

## 2. みどりの感謝祭

平成元年より国民の祝日として「みどりの日」が設定されたことに伴い、新緑の季節である4月29日の「みどりの日」を最終日とする1週間を「みどりの週間」として設け、この週間に重点的に「みどりに関する各種行事等を全国的に実施することが、閣議了解さ

れた。

この趣旨に基づき、「森と花の祭典—みどりの感謝祭」が平成2年から開催され、本機構は、農林水産省、東京都、(財)日本緑化センター、首都緑化推進委員会とともに主催者として参画している。

みどりの感謝祭は、式典及び併催行事から成り、式典は名誉総裁秋篠宮同妃両殿下のご臨席のもと、衆参両院議長、内閣官房長官、農林水産大臣、東京都知事等のご出席を得て、挙行されるが、この式典において本機構が実施する「みどりの文化賞」の受賞者が表彰されている。また、併催行事は、各都道府県、林業関係団体、緑化関係民間団体、ボランティア団体等の協力により、緑と花のプレゼント、各種展示・即売、各種のエンジョイコーナー、コンサート等であり、本機構も主要メンバーとして参加している。

第1回・第2回は4月28日～29日に開催され、以後は、4月29日に、東京都内日比谷公園で、「緑への感謝」をテーマに盛大に開催されている。平成12年、第11回は一般市民を含め約2万人に上る参加者を集めた。

### 3. 国土緑化運動記念切手について

緑化関係の記念切手は、昭和23年(全国緑化運動)、24年(国土緑化運動)に発行され、その後は昭和40年、第16回全国植樹祭(鳥取県)の記念切手が発行され、それぞれ単年限りで終わっていた。

国土緑化運動の普及啓発のためには、記念切手の発行は非常に効果的と認識され、昭和44年、林業関係団体の協力のもとに、衆参国

會議員140名の賛同の署名を得て、船田中国土緑化推進委員会会長名で井出一太郎郵政大臣に要請した(昭和45.2.5)結果、昭和46年第22回全国植樹祭(鳥根、広島県)で発行が認められ、以後毎年発行され、全国植樹祭の式典で郵政大臣から知事に初刷切手が贈呈されている。

平成12年は特に国土緑化運動50年として発行され、第51回全国植樹祭(大分県)で八代郵政大臣(代理)から平松知事に贈呈された。

沖縄県の記念切手は、琉球政府時代に昭和26年(1951年)に蔡温宰相と植林をデザインした3円切手、昭和31年(1956年)愛林週間、34年、35年、38年に全琉緑化運動(緑化推進運動)の記念切手が発行されている。なお、昭和23～25年には、産業図案切手(植林)が発行された。

## 4. 機関誌の発行等

### (1) 『ぐりーん・もあ』の発行

国土緑化運動の展開のためには、国民が緑化の必要性、重要性をより身近なものとして捉えることが重要である。このため、昭和41年春季号を第1号として機関誌を創刊した。創刊当時の誌名は『国土緑化運動』としていたが、昭和43年冬季号から誌名を『国土緑化』と改め、内容の充実を図るとともに、春、夏、秋、冬号の他、特集号を含め年5回の発行とした。

昭和63年3月、「緑と水の森林基金」の発足を伴い、従来の特集号を「緑と水の森林基金特集」とし、国民の各界、各層の方々の理解と協力による「国民参加の森林づくり運動」の

普及啓発を図ることとした。以後、平成9年(1997年)まで15回発行した。

平成7年4月の「緑の募金法」の制定に伴い、「国民参加の森林づくり運動」を一段と幅広い強力な国民生活の展開を図ることとなった。平成10年(1998年)からは、緑化運動を森林・林業関係者はもとより一般市民の各層への普及を重点として、内容の充実を図るとともに読み易い編集を目指し、さらに、誌名も『ぐりーん・もあ』とし、名実ともに刷新を図った。この誌名は、一般公募し、4,309通、2,743点の応募のうちから審査委員会(委員長倉本聡氏)で決定されたものである。現在、年4回、各回3万部発行し、各都道府県緑化推進委員会、関係官庁、地方公共団体、募金協力者等に配布している。

## (2) 「緑の募金だより」の発行

「緑の募金」の趣旨を幅広く国民にPRするとともに、募金関係者の連携を図るため、有識者の緑に対するメッセージ、募金の使途、募金の方法、募金による助成事業の内容、等を紹介する『緑の募金だより』を平成8年(1996年)より、毎年春と秋の2回、約4万部を発行し、各都道府県が同緑化推進委員会、関係官庁、地方公共団体、募金協力者等に配布するとともに、各種会議、イベント等の場においても配布している。

## (3) ボランティア情報等の提供

市民による森林ボランティア活動の増大と活発化に伴い、一般市民の参加意欲の高まり、活動情報に対する照会が増加しつつあることに対応し、平成10年9月から『森林づくり

ボランティア活動情報』を毎月1回、各都道府県緑化推進委員会、ネットワーク加入団体等に対してはファクシミリによる送信、一般市民に対してはインターネットのホームページを通じて情報提供している。

## (4) ホームページの開設

新しい電子・通信媒体の普及に対応して、平成8年よりインターネット上の「ホームページ」を開設し、年々その内容の充実に努めており、「森林づくりボランティア情報」の他、緑化に関する主要な情報の提供と一般市民からの問い合わせ、意見の聴取等情報の収集を図ってきている。

# 5. その他

## (1) 国土緑化推進機構旗

国土緑化運動のバッジとして、昭和29年に全国的に公募し、420点の応募のうち最優秀作品(福岡県山口正夫氏作)に東京芸大の小池教授が手を加えられて作製したバッジを統一バッジとした。これを緑化推進委員会旗として採用することに決定し、昭和30年第6回全国植樹祭(宮城県)会場で、国旗・県旗・緑推旗の3本が初めて掲揚された。国土緑化推進機構への改組後も「国土緑化推進機構旗」として全国植樹祭、全国育樹祭、全国緑の少年団大会等で掲揚している。

## (2) アイドルキャラクター

昭和62年から、全国共通の思想のもとに一貫性のあるキャンペーンとして「緑化推進のための全国キャンペーン」を展開・実施する

ことになった。このため、アイドルキャラクターとして「どんぐり君・どんぐりちゃん」を作成し、各種のチラシ、パンフレット等に掲載するとともに、その「ぬいぐるみ」を複製し、各種キャンペーンに活用している。同時に、みどりの「作詞」を募集し、優秀作品3点に作曲を付してカセットテープを作成した。

### (3) 緑の募金マーク

緑の募金の全国的展開とその推進のため、平成7年緑の募金マークを公募し、3,118点の応募の中から審査委員会（委員長デザイナー国東照幸氏）において優秀作品3点（最優秀作品1，佳作2）が選ばれた。最優秀作品（農林水産大臣賞授与，制作者は埼玉県青柳謙一氏）は国東氏による補作を施して、「緑の募金シンボルマーク」として作成し、各種の資料、パンフレット等に活用し、バッジも作成した。

また併せて、緑の募金イメージソングのための歌詞を募集し、最優秀作品（藤光康知恵氏作）に作曲を付して、CD「Naturally」（歌：森口博子）を作成した。

### (4) レコード等

国土緑化運動の普及啓発，広報手段として音楽は極めて重要な役割を果たしているが，国土緑化推進機構（委員会）は，この運動の節目節目に，歌謡曲，童謡，交声曲等を作成している。これら作品の一覧は，以下のとおりである。

### ●国土緑化推進機構が製作したレコード・カセットテープ・CDの一覧

#### [レコード]

#### 1. 昭和26年製作 一般公募による緑化の歌 (コロムビアレコード)

A面 歌謡曲 「緑から緑から」  
作詞 北条砂丘（鳥取県）  
補作 西条八十  
作曲 古関裕而  
歌 安西愛子，岡本敦郎

B面 童謡 「みどりの国」  
作詞 川崎牧子（熊本県）  
補作 阪本越郎  
作曲 海沼実  
歌 川田孝子，大貫房司，ゆりかご会児童合唱団

#### 2. 昭和27年製作 一般公募による緑化の歌 (コロムビアレコード)

A面 歌謡曲 「緑の羽根」  
作詞 高橋進一郎（大分県）  
補作 西条八十  
作曲 古賀政男  
歌 青木光一，泉友子

B面 童謡 「みどりのお友だち」  
作詞 内田ゆたか  
作曲 米山正夫  
歌 安西愛子，川田孝子，ゆりかご会児童合唱団

#### 3. 昭和35年製作 一般公募による緑化運動 10周年記念緑化の歌（キングレコード）

A面 歌謡曲 「みどりのうた」  
作詞 高橋清（長野県）  
補作 サトウ・ハチロー  
作曲 高木東六  
歌 ペギー葉山

B面 童謡 「こどもの木」

作詞 浅川忠倫 (千葉県)

補作 野上 彰

作曲 中田喜直

歌 東京少年合唱隊

(リング体操振付 浜田靖一, 青山敏彦)

4. 昭和43年製作 明治100年記念音楽集

A面 万葉集による交声曲<杜> (NHK  
録音テープより採録)

作曲 黛 敏郎

指揮 森正 (NHK交響楽  
団, 東京混声合唱団)

B面 オラトリオ「森の歌」(ピクチャー録  
音テープより採録)

作曲 D. ショスタコビッチ

指揮 山本直純 (日本フィ  
ルハーモニイ管弦楽団, 東京  
混声合唱団, 東京少年少女  
合唱隊)

5. 昭和50年制作 国土緑化25周年記念音楽  
集 (東芝EMI)

A面 緑化の歌「育て森よ」

作詞 江間章子

作曲 団伊玖磨

歌 坂本九, 杉並児童合唱団

行進曲 「われら森のパトロール」

作詞 江間章子

作曲 団伊玖磨

歌 杉並児童合唱団

(振付 浜田靖一, 青山敏彦)

B面 マスゲーム「グリングリングリーン」

作曲 団伊玖磨

[カセットテープ]

昭和61年作詞公募, 62年作曲, 63年発表会

開催 全国緑化キャンペーン みどりの組曲

「森」

森のスキヤット「森よ林よ緑の街よ」

作詞 鈴木謙策

補作 伊藤アキラ

作編曲 若松正司

歌 森の木児童合唱団

「地球の色を変えないで」

作詞 高橋文昭

補作 伊藤アキラ

作編曲 若松正司

歌 森の木児童合唱団

「自分の木」

作詞 平井尚

補作 伊藤アキラ

作編曲 若松正司

歌 森の木児童合唱団

[CD]

平成7年作詞公募, 平成8年制作

「Naturally」(キングレコード)

作詩 藤光康知恵

補作 岩切修子

作曲 住吉中

編曲 海老原真二

歌 森口博子

## 第8章

# 各種の緑化活動

本章では、30年史が発行されて以降、現在までに国土緑化推進機構が関わった様々な緑化活動・イベント等のうち、これまでの各章においてその詳細を記述出来なかった項目について、年次順に記述することとする。

### 1. 国際交流の推進

国土緑化推進機構では、海外の森林・林業や市民の森林づくり活動への参加の実態を把握し、より幅広い視野に立って「国民参加の森林づくり」運動を推進することを目的として、昭和60年度から毎年、全国の緑化運動関係者、都道府県・関連林業団体職員などの指導的立場にある有識者により構成される調査団を派遣している。この調査団は、毎年度、調査課題を設定し、当該課題の先進地域であるヨーロッパ、北米、大洋州の各国において行政官庁や市民団体と意見交換を行うとともに関係情報の収集に努めている。本調査団は制度創設以来毎年継続して派遣しされてお

り、機構設立50周年に当たる平成12年度には、第16回目の調査団をヨーロッパに派遣、我が国の林業関連海外視察研修プログラムの中でも中心的な位置を占めるに至っている。

過去15年間の研修テーマの推移を見ると、その時々緑化運動の関心事項の変化がうかがわれる。

まず、当海外研修の開始された昭和60年度・61年度においては、欧州における森林浴やその関連施設の実態にポイントが置かれている。

その後、昭和62年度から平成5年にかけては、アメリカ・カナダにおいて、国民参加型の森林づくりやボランティアによる林業支援活動の実態、森林の保健・文化・教育的利用の状況を、また、ニュージーランド・オーストラリアでは、森林・環境整備への市民の参加活動、人工林施業・木材加工産業の実態調査を中心に研修を実施した。

平成6年以降は、訪問先を再度ヨーロッパに転じ、市民団体による森林づくり、森林の



保健・文化・教育的利用の実態，持続的森林経営の取り組み等のテーマについて，ドイツの黒い森を中心にフィンランド，イギリス，スイス，フランスの各国において研修を実施している。最近では，森林バイオマス利用への関心が高まる中で，スウェーデンを始めとする北欧地域への研修が行われている。

昭和60年度から平成11年までの研修参加者の累計は約300名を数えており，これらの研修への参加を通じて収集した各種の資料や情報は，全国各地から参加した多様な参加者を通じ各々の職場・団体等の関係者に普及・伝達され，我が国の「国民参加の森林づくり運動」を国際的視野に立って展開するに当たって大きな役割を發揮している。

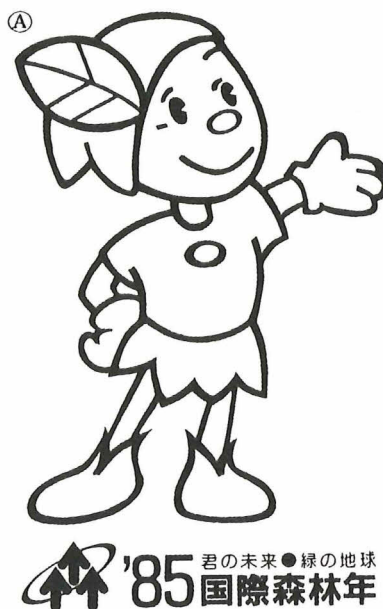
## 2. 国際森林年

国際森林年（International Year of The Forest）は，1984年11月のFAO第86回理事会で「1985年を国際森林年と宣言すること」を決議，準備期間がほとんどないまま1985（昭和60年）を迎えた。政府は，農林水産大臣の主催で政府関係機関や経団連など主要民間団体による「国際森林年推進会議」（座長・徳川宗敬国土緑化推進委員会理事長）を組織し昭和60年3月8日初会合，その下に林業関係中央57団体による「国際森林年事業推進協議会」（会長・徳川宗敬理事長，事務局・日本林業技術協会）を発足させて，取り組みが進められた。

各種行事が意欲的に行われ，その概要は『国際森林年記念行事のあらまし』にまとめられている。当機構（当時は委員会）はそれらすべてに積極的に参加したが，このうち特に

運営の中心となった行事は次のとおり。

- ① 国際森林年記念苗木と花の配布会（4月20日（土）東京・日比谷公園，主催は農林水産省・当緑推委員会など，総理大臣・衆院議長，芹洋子（歌手），米・独・比・タイ・インドネシア・ペルー・メキシコ・オーストリアの各国大使らと，都民約5,000人が参加）
- ② 第3回櫻と緑と森林浴の集い（4月27日（土）～28日（日）東京八王子市・林業試験場浅川実験林，主催は当緑推委員会，一般市民150人・親子50組100人が参加）
- ③ 第36回全国植樹祭（5月12日（日）熊本県阿蘇町阿蘇みんなの森，主催は当緑推委員会・熊本県，約1万2,000人参加）



国際森林年のアイドルキャラクター（上）と，シンボルマーク（下）

- ④ 国際森林年参加行事グリーン・キャンペーン「親と子の森林教室」（6月2日（日）埼玉県秩父郡横瀬町県民の森，全森連主催，当緑推委員会後援，渡辺文雄（俳優）・一

般市民約300人参加)

- ⑤ 緑の少年団全国交流集会 (7月30日～8月1日, 福島県郡山市郡山少年自然の家, 主催は当緑推委員会・福島県・福島県教育委員会・福島県緑化推進委員会, 参加は緑の少年団1,200人・同育成会200人)
- ⑥ 第9回全国育樹祭 (11月19日(火)千葉県富津市富津岬, 主催は当緑推委員会・千葉県, 参加約5,000人)

この間、国際森林年における国際的行事として、世界林業会議がメキシコシティで7月1日～10日まで開催され、世界105カ国2,000余人が参加、日本から林野庁長官・民間団体等計40余人が出席、「メキシコ宣言」を採択した。

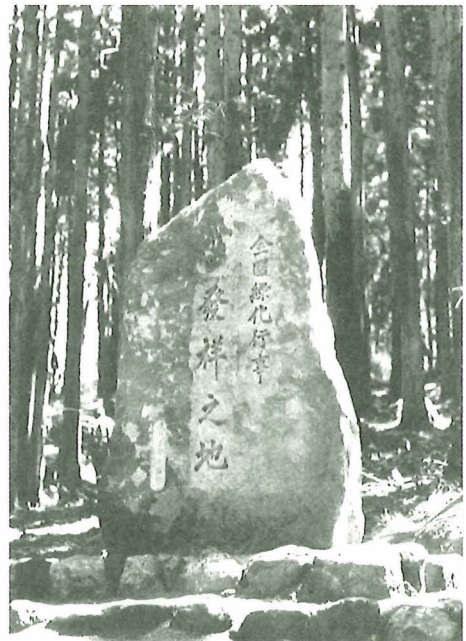
### 3. 「全国緑化行事発祥の地」記念碑建立

国土緑化推進委員会と大日本山林会は、茨城県茨城郡真壁町羽鳥の鬼ヶ作国有林に「全国緑化行事発祥の地」の記念碑を建立、昭和61年4月23日除幕式を行った。鬼ヶ作国有林は、昭和9年4月の第1回愛林日の中央行事として、記念植樹が行われた場所である。

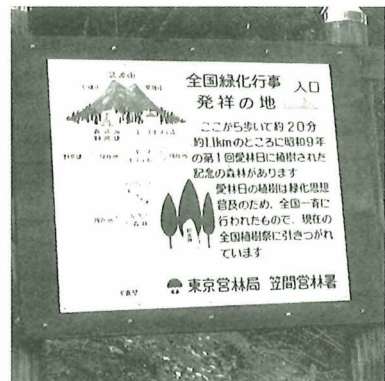
記念碑は、高さ約2m、幅約1mの御影石の自然石で、正面には国土緑化推進委員会徳川理事長の揮毫による「全国緑化行事発祥の地」の文字が、背面には「愛林日から全国植樹祭へ」と題し、昭和8年愛林思想の普及と植林の推進を図るために愛林日を設け、これを全国統一的な植林の日として全国に呼びかけたこと、その後この愛林運動が全国的規模で続けられ、昭和25年から始まった全国植樹祭へと引き継がれたことなど、全国緑化行事の

沿革が刻まれている。

除幕式には、徳川理事長・竹原大日本山林会会長をはじめ、<sup>かくどう</sup>角道農林水産事務次官、田中林野庁長官、竹内茨城県知事、谷垣東京営林局長、片山日本林業協会長、平間真壁町長らの来賓や、林野庁・営林署の関係者約150人が出席、真壁町森林愛護隊員34人によって除幕された。式典終了後、参加者一同、オオヤマザクラの記念植樹を行った。



全国緑化行事発祥の地の記念碑



笠間営林署が作った案内板



記念碑除幕式後の記念撮影

#### 4.『緑化の父』の編集

徳川宗敬<sup>むねよし</sup>(社)国土緑推機構理事長は、平成元年5月1日91歳で亡くなられた。氏は、戦前から緑化と深いかかわりをもたれていたが、特に戦後は、平和日本の新しい国づくりとしての緑化運動に並々ならぬ情熱と精魂を傾けられ、亡くなられるまでの長期間、つねに運動の先頭に立って推進された功労者であり、まさに「緑化の父」と呼ぶにふさわしい人であった。

氏は、明治30年5月水戸徳川家2男として東京・向島で誕生、大正5年一橋徳川家に養子、大正12年東京帝国大学農学部林学科卒業、皇室林野局技師(～大正14)、昭和9年伯爵襲爵、昭和14年貴族院議員(～昭22)。昭和22年1月森林愛護連盟会長(～昭25)、昭和25年1月国土緑化推進委員会副委員長(～昭39)、昭和39年10月国土緑化推進委員会常任委員長(～昭42)、昭和42年9月(社)国土緑化推進委員会理事長(～昭63)、昭和63年4月から亡くなられるまで(社)国土緑化推進機構理事長を勤められた。

当機構は、氏の業績をたたえ、田中文雄氏

を刊行発起人代表として記念誌『緑化の父 徳川宗敬翁』を編集・発行した(平成2年10月、A5判553頁)。この書は、巻頭で手束平三郎氏が「我が国の緑化運動」と題してその思想と運動の流れを簡潔的確に総括、次いで宗敬翁自身の緑化運動に対する情熱あふれる多数の遺稿、各界49氏の追悼文などからなり、充実した善本となっている。また、平成2年4月29日の第1回森と花の祭典ーみどりの感謝祭の席上、氏(故人)に第1回みどりの文化賞が贈呈された。



伊勢神宮宮域林・千石谷での植樹の日の宗敬翁(右端)



伊勢神宮大宮司として遷宮の装束・明衣をつけた宗敬翁

## 5. 森と花の祭典

現在の「みどりの感謝祭」は、直接には昭和45年4月24日に最初に開かれた林野庁等主催の「苗木配布会」を前身としている。苗木配布会は、山火事防止と環境緑化のPRを主目的として、林野庁・国土緑化推進委員会・首都緑化推進委員会等の主催により、東京・日比谷公園を会場に、東京消防庁音楽隊の演奏・各種展示・式典と、県の木や国有林産の苗木の無料配布を行う行事で、以後、恒例の春のイベントとなっていた。

平成元年は、4月29日に「みどりの日制定記念式典」が両陛下を昭和記念公園(東京都立川市・昭島市)にお迎えして農林水産省・建設省など共催で行われたが、これと併行して同日、日比谷公園では恒例の苗木配布会が「みどりの日制定記念・みどりと花のフェスティバル(感謝祭)」と銘打って林野庁等主催で開催された。

翌平成2年4月3日、林野庁は従来の苗木配布会を改め「森と花の祭典ーみどりの感謝祭」実施要領を制定した。同要領では、毎年みどりの週間中に「感謝祭」を開催、主催は農林水産省・林野庁・東京都・(社)国土緑化推進機構・(財)日本緑化センター・首都緑化推進委員会の共催、式典で「みどりの文化賞」(国土緑推が実施)の受賞者に名誉総裁表彰状を授与すること、などを定めている。

この要領に基づいて同年4月28日～29日にわたり、第1回森と花の祭典ーみどりの感謝祭が日比谷公園と銀座一帯を舞台に華やかに開催され、計約1万7,000人が参加した。この

回は、名誉総裁文仁親王(礼宮=のちの秋篠宮殿下)は英国修学中で「おことば」のみだったが、第2回以後はご夫妻お揃いでご臨席戴いている。

## 6. 民間企業による緑化活動支援

企業の社会貢献が様々な分野で進められている中で、民間企業による森林づくり協力が進められている。このうち、その活動範囲が全国規模のものであり、かつ、事業の公募・決定、実施に当たって当機構がかかわっている「ローソン緑の街基金事業」、「フェリシモの森づくり」の2事業を、代表的な事例としてあげることができる。

### ○ ローソン「緑の街基金」事業

ローソン社は、全国47都道府県において、コンビニエンス・ストア約7,000店舗を展開しており、社会貢献活動の一環として、全国の全ての店舗に募金箱を設置し、店舗を訪れるお客さんを対象に募金活動を実施している。

この事業は当初、平成4年、「ローソン・緑の街基金」事業として開始され、各店舗の募金は「緑と水の森林基金」に寄付された。国土緑化推進機構では、ローソン社からの基金から生ずる果実を活用して、公共施設の環境緑化を行う「ローソン緑の街」基金事業を実施した。本事業は、1件当たり150万円の定額補助事業であり、学校、図書館、公園等の環境緑化を実施、平成4年から11年までの間に、全国29の都道府県において実施した。

平成9年には、折から平成7年に緑の募金法が制定され、募金活動が開始されたことか

ら、ローソン社としてもこの「緑の募金」の趣旨に賛同し、従来の「森林基金」に加え、「緑の募金」に対しても協力することとなった。このため、機構とローソン社との間で協定を締結し、店舗で集められた募金のうち20パーセントを「森林基金」、80パーセントを「緑の募金」に寄付することとなった。このローソン社の協力を受け入れるに当たって、法律に基づく緑の募金事業に個別企業の協力をどの程度まで表示するかが問題となった。

当時、当機構では企業の協力をより幅広く受け入れるため、米国で推進されている「ドナーチョイス」方式の募金受け入れを検討中であった。これは、企業からの募金のうちその2分の1を限度に当該企業からの要望を踏まえて事業を実施し、残りの2分の1については、他の一般募金と併わせて募金事業を実施するシステムである。

当機構では、平成8年度から、この事業方式を「ドナーチョイス」（使途選択募金・DC）として採択し、ローソン社の募金協力が本制度適用の第1号の事業となった。

平成4年以降現在（平成12年6月）に至るローソン社からの募金協力額は、9億円に達しており、このうち、「緑と水の森林基金」には5億円、「緑の募金」には4億円が寄付されている。この寄付金により、「森林基金」による公共施設の緑化箇所は上述のとおり、29都道府県32カ所に、また、「緑の募金」による森林整備、緑化の推進事業は全国29都道府県、35カ所に及んでいる。平成12年6月に富士山で実施された「ローソンの森」づくりをもって、全国47都道府県のすべてにおいて、ローソン社による緑づくり事業が展開

された。

平成12年度からは、全国2巡目の事業を実施中である。また、平成12年3月には、ローソンDC事業による海外緑化協力事業が中国の上海市において実施された。ローソン社による協力は、企業による緑化協力事業のモデルとして、今後の発展が期待されている。

## ○ フェリシモの森事業

フェリシモ社は、神戸に本社を置く通信販売会社である。顧客の中で緑化活動に関心を有する者から、商品購入時に一定額を緑化協力金として受け入れて緑化基金を造成し、それをもって森づくり運動を行っている。事業の選定は、平成5年に締結された当機構とフェリシモ社間の基本協定に基づき、各都道府県緑化推進委員会を通じて行っている。

本事業の対象となるのは、面積約3～5ヘクタール、将来とも伐採の対象とならない、環境保全林の造成に目的がおかれている。

本事業が開始されて以降現在までに、全国13県において、14カ所の環境保全林の造成が行われている。

## 7. 「21世紀における国土緑化運動」についての検討

当機構は、平成9年、戦後の国土緑化運動の歴史を振り返り、今後の運動の展開方向及びその中心行事である全国植樹祭のあり方等を検討するため、「21世紀における国土緑化運動に関する検討会」を設置し、次の7氏を委員に委嘱（五十音順、敬称略）、同年12月第1回検討会を開催し、以後検討を重ねた。

安達瞳子 首都緑化推進委員会委員長  
飯塚昌男 全国森林組合連合会会長  
大國昌彦 王子製紙株式会社社長（日  
本製紙連合会会長）

田尾秀夫 林野庁指導部長

○塚本隆久 森林開発公団理事長

中江利忠 森林文化協会理事長

清水正巳（宮地省一） 岐阜県林政部長

（○は座長）

### 21世紀における 国土緑化運動 の展開

国土緑化推進機構

検討会は、平成10年10月に、『21世紀における国土緑化運動の展開』と題する報告書を取りまとめた。当機構は同報告書を印刷して冊子とし、関係機関に配付した。

報告書は4章からなる。最初に「国土緑化運動の変遷と課題」として、今後の課題は、「地球環境の時代」の到来を視野に入れながら、いかにして森林を人類共通の財産として良好な状態で子孫に引き継いでいくかにある、とし、次の具体的課題を提起している。

- ア 森林・林業や山村の役割、さらには木の文化やカーボンシンクとしての木材利用に対する新たな国民的な理解の促進
- イ 森林を支える上流域の住民と、森林の恩恵を受ける下流域の住民の相互コミュニケーションの醸成

ウ ボランティア等国民参加の新たな森林づくりへの支援

エ 都市域を含めた身近な緑の保全・創出に関する普及啓発、取組の推進

オ 地球温暖化対策を含めた国際的な緑化への協力

カ 以上を総合した新たな森林文化構築への取組

次に、「森林・林業の現状と今後の展開方向」を述べ、さらに本検討会の中心課題「21世紀へ向けた国土緑化運動の展開方向」を記述。ここでは、森林と人との共生を基本認識とした新たな森林づくりについて国民的合意形成を基本とし、国民参加の森林づくり運動を多様な形態で展開すること、国際的な緑化活動への協力を強調している。

最後の章で「全国植樹祭のあり方」を検討、今後の課題として、柔軟な会場設営、波及効果の向上、式典内容の見直し、開催費用の合理化、名称の見直しをあげ、全国植樹祭改善の方向として、一般市民が参加可能な「オープン会場」の設定、森林づくり行事の独立、森林づくりボランティアとの連携、森林・林業に関する総合イベントとして実施、企業協賛を提起している。

これらの総括と提起は、21世紀を迎える今、具体化を考えていく上で重要な手がかりとなるものである。

## 8. 「日中緑化交流基金」への支援

小淵内閣総理大臣は平成11年7月の訪中時、平成10年の中国大洪水の経験に鑑み全国的な緑化運動に取り組んでいる中国に対し

て、民間ベースの植林緑化協力を支援するための100億円規模の緑化基金（いわゆる「小淵基金」）設立構想を提案された。

これを具体化するため、平成11年11月19日、日中両国政府間で、中国国内において植林緑化事業を進めている中国の民間団体等に対して我が国の民間団体等が行う協力を推進するための枠組みに関する国際約束が締結された。

その国際約束の内容は、

1. 日中間の民間植林協力を推進するため「日中民間緑化協力委員会」を設置する。
2. 委員会は日中両国政府それぞれの代表者により構成され、助成対象とする植林緑化事業の選定に資するための情報及び意見の交換等を実施する。
3. 委員会の事務局は日本国内におき、「日中緑化交流基金」と称する。この基金は、委員会の資金の管理、助成の対象とする植林緑化事業の決定等を実施する。また、基金の運営管理に当たり社団法人国土緑化推進機構が可能な限りに支援を実施することなどである。

さらに、平成12年3月30日、東京において「日中民間緑化協力委員会」第1回会合が開催され、助成事業の骨格とも言うべき「実施要綱」が決定されるとともに、制度の創設を記念し、北京市内に「記念林」を造成することにつき合意をみた。その主な内容としては、次のとおりである。

#### 1. 助成事業の内容

原則として、助成の決定通知後1年以内で完了できる事業で、植林緑化事業（森林造成）であり、産業目的の植林は含まないも

のであること、中国側に組織的なカウンターパートがいる事業であること等

#### 2. 植林緑化事業の種類

生活環境林（薪炭林及び果樹林を含む）の造成のための植林、防風林、防砂林、防雪林、水害防備林、土砂流出防止林、水源かん養林等の造成のための植林等

#### 3. 助成対象とする費用項目

植林、下刈り、保育、機材の調達、基盤整備、その他森林造成に必要な経費

日中緑化交流基金においては、この「実施要綱」の細目を定め、平成12年5月15日から6月14日まで助成事業の公募を行った。

公募は制度発足後初めてのことであったが、日中双方の関係者の関心が高く、多数の採択要望があるなかで、中国の植林緑化政策との整合を図ることを旨として審査した結果、9月5日までに、助成事業についての交付決定手続きの全てが完了、23の事業に対し、約1億7,000万円の助成金が交付されることとなった。これらの事業を地域的にみると中国国内の事情を反映し、長江・黄河流域、北京周辺地域、砂漠化地域にその多くが集中している。

こうして、いわゆる「小淵基金」においては制度発足後初めての助成事業がスタートし、今後我が国助成団体の手により中国の各地で植林緑化事業が展開されることとなったが、これらの植林緑化事業を的確に実施することにより、中国国内における植林緑化の推進と日中友好関係の発展に貢献することが大きく期待されている。

## 第9章

# 国土緑化運動50周年記念事業

## 1. 概 要

国土緑化運動50周年に当たり、半世紀にわたる緑化運動の成果と今後の森林づくりについて多くの国民が共に考え、21世紀における新たな国土緑化運動—国民参加の森林づくり—の構築を目指して、国土緑化推進機構は、都道府県緑化推進委員会と連携して、緑の募金運動等と一体となって各種事業を実施期間中（2～10月）集中的に実施した。

全国的な実施体制をつくるため、関係行政機関の指導のもとに、各省庁、報道機関、交通・通信機関、農林水産業ほか各種業種団体、社会貢献団体、緑のボランティア団体等に対して記念事業への協力要請—国土緑化運動50周年の告知、緑の羽根の着胸、ポスター・ステッカーの掲示、記念事業への参加等—を行った。

また、効果的な広報を実施するため、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、タクシーの文字放送、大型マルチビジョン等各種媒体を活用

し、特に、政府広報、協賛広告の活用に努めた。

各都道府県緑化推進委員会においては、緑化行事、緑化事業、緑の募金運動などについて、可能な限り「国土緑化運動50周年」を冠して実施し、50周年の周知と国民参加の森林づくりの意義を普及啓発した。

中央での関係事業の概要は、別表「国土緑化運動50周年記念関係事業の概要」(224頁)のとおりである。

## 2. 主な事業

### (1) 記念キャンペーン



春の緑の募金活動（4月29日、東京銀座）



みどりの週間全国強調キャンペーン（4月23日～29日）を頂点として運動を盛り上げるため、3月1日からFM放送、ポスター掲出等を実施し、4月1日から1ヵ月間、全国の官公用車、事業用車、都営バス等にステッカー（「国土緑化運動50周年 緑の募金でCO<sub>2</sub>ダイエットを！」）を貼付した。

## (2) 記念事業・行事

国土緑化運動50周年を迎えた1月30日(日)に森林文化政策研究会（会長筒井迪夫東京大学名誉教授）の発足記念シンポジウムを皮切りに、8月30日(水)の記念式典に至るまで、各



国民参加の森林づくりシンポジウム(4月4日、東京・マリオン)

種の記念行事、記念事業を相次いで行ったが、その主なものは次のとおりである。

### ① 世界の子供緑の想い展

各国住民の森林保全への関心を高めるため、平成10年、国際協力事業団林業技術協力プロジェクト等の協力を得て、海外の児童生徒を対象に「森」をテーマとする絵画コンクールを実施した。このコンクールには、11ヵ国（アジア6ヵ国、アフリカ2ヵ国、中南米3ヵ国）、約1,400人が参加し、日本に送られた

優秀作品309点を、「植林部門」、「森林火災部門」、「自然保護部門」の3部門に分類して、特選（農林水産大臣賞2、環境庁長官賞1、会長賞1）、準特選（林野庁長官賞6）、佳作（理事長賞75）を入賞とした。

これら作品は、3月～5月には、多摩森林科学園、東京駅南口ドームで、8月には、林野庁高尾森林センター、イトーヨーカ堂郡山店などで、「ポスター原画コンクール」の入選



世界の子供緑の想い展（世界11ヵ国の子どもたちが描いた森をテーマとする絵画を展示、4月、東京駅）

作とともに展示した。

### ② 「心にのこる緑の本50選」の選定

子供読書年（2000年）に因み、子供達に是非読んでほしい緑の本を公募し、国民投票方式により選定し、4月29日（みどりの日）に公表するとともに、「みどりの感謝祭」の式典の中で「50選」を山梨県・福島県・秋田県の緑の少年団代表等に贈呈した。

この選定事業は、(社)日本図書館協会との共催により平成11年から開始され、「緑の良書選定委員会」（木村尚三郎東大名誉教授外6名の委員で構成）により190冊を選び、全国PTA協議会会員、公立図書館司書、学校林

保有校の先生、その他有識者、一般の方々約1万人からの選定投票（回答数約4,650）に基づいて、上記選定委員会において投票数の多い順に選定したものである。



「みどりの感謝祭」(平成12年4月29日)で「心にのこる緑の本50選」を贈呈

この「50選」は、ポスター等により各学校、図書館、緑化関係団体に普及啓発を図るとともに、「緑の良書寄贈運動」も行っている。

### ③ グリーンカレッジの開講

森林づくり活動の進展に伴い、活動推進の中核となるボランティアリーダーの確保が重要となってきたことから、農畜産業をはじめ幅広い社会的課題に対応しうる全国レベルの人材



グリーン・カレッジ（富士山麓山の村フォレストアーク）での講義風景

を養成するため、「グリーンカレッジ」を開講し、今後継続的に実施することとした。

初回は、都道府県緑化推進委員会、森林ボランティア団体、FM放送、インターネット等を通じて、全国から33名を募集し、富士山麓山の村フォレストアーク（大断面集成材木造建築）、富士山緑の募金の森において、8月4～8日の5日間、講義、フィールドワーク、交流等を実施した。特に、国際的な視野を養うため、基調講演の講師は、B T C V（イギリスの環境ボランティア団体）を招いて、公開講座を行った。

なお、これに先だち、昨年9月埼玉県飯能市、本年3月、兵庫県佐用町の木造廃校舎を活用して講座の試行を行った。

### ④ 国土緑化運動50周年記念式典の開催

国土緑化運動50年を記念して、8月30日（水）総会終了後、都内港区「虎ノ門パストラル」において、「国土緑化運動50周年記念式典」を開催した。

この式典には、伊藤宗一郎前衆議院議長、伴次雄林野庁長官はじめ多数の来賓、関係省庁、関係団体、都道府県緑化推進委員会等から約350名の出席を得て開かれた。

初めに、木村理事長から「これまで50年の運動を顧みるとともに、新たな国民運動の出発となることを祈念する」との式辞があり、伊藤前衆議院議長、伴林野庁長官から祝辞があった後、田中専務理事から「国土緑化運動の経過報告」（225頁）が行われた。次いで、この式典の中心行事である表彰が行われた。

表彰は、国土緑化運動特別功労者として中央・地方で顕著な功績のあった者45名39団体（国土緑化運動の部は片山正英氏はじめ26

## 国土緑化運動50周年記念関係事業の概要

行 事 名	開催時期	開催場所	行 事 内 容 等
1 「森林文化政策研究会」 発足記念シンポジウム	1月30日(日)	東京・主婦会館	テーマ：「環境と調和した新しい循環型森林社会の実現」 出席者：筒井迪夫他
2 林業高校生植林ボラン ティア海外派遣	2月1日(火) ～2月6日(日)	インドネシア	国際的視野に立った担い手を育成するため林業高校生 (20名)が現地高校生と交流
3 F Mグリーンキャン ペーン	3月1日(木) ～5月31日(水)	全国	JFN36局ネットによるTHINKGREEN特別番組、JFN各 局による地域の緑化行事の取材・定期番組緑のボランティ アチャンネルの開設(4月～11月)
4 緑の募金事業セミナー	3月3日(金)	全糧連食糧会館	ボランティア、募金寄付者、推進員等が一堂に会し、緑 の募金事業の報告、運動方針等を学習
5 グリーンカレッジの 開催(試行)	3月17日(金) ～21日(火)	兵庫県佐用町	全国レベルにある森林づくりボランティアリーダーの養成 木造廃校舎において公開講義「森林文明論」講師：安田喜憲他
6 世界の子供緑の想い展	3月22日(水) ～5月7日(日) 8月25日(金) ～28日(月)	東京・多摩森林科学園 (うち4月19日～21日・東京駅 南口ドーム) 郡山市「イトーヨーカ堂郡山店」	海外児童絵画、国内ポスター原画入選作100点
7 車ステッカーキャン ペーン	4月1日(土) ～30日(日)	全国	テーマ：「国土緑化運動50周年、緑の募金でCO <sub>2</sub> ダイエット!」 ステッカー貼付枚数10万枚、公用車、事業車、バス、一般車等
8 映像による森のサイ エンスフェア	4月1日(土) ～30日(日)	全国	森林サイエンスシリーズのVTRを駅周辺等及びインター ネットを通じて放映
9 国民参加の森林づく りシンポジウム	4月4日(火)	東京・マリオン	テーマ：「海外緑化とボランティア活動」 基調講演 堀田 力
10 ミス東京による緑の羽 根着用キャンペーン	4月21日(金)	東京・院内大臣室	閣議要請後、内閣総理大臣等へ緑の羽根着用、閣議にお いて国土緑化運動50周年である旨発言
11 第51回全国植樹祭	4月23日(日)	大分県大野町平成森 林公園	式典：天皇皇后両陛下下他、テーマ：「2000年豊かな国の森づく り」 国土緑化運動50年の大型映像放映 写真で見る50年史の配布
12 みどりの週間全国強 調キャンペーン	4月23日(日) ～29日(土)	全国	国土緑化運動50周年キャンペーンと連携して普及啓発、 募金など多様な活動を展開
13 農林水産省特別展示	4月24日(月) ～28日(金)	東京・農林水産省 消費者の部屋	テーマ：「この手から広がれ緑の新世紀」 国土緑化運動50周 年パネル展示、森林ボランティア活動情報提供(インターネット ホームページ)
14 第11回森と花の祭典 「みどりの感謝祭」	4月29日(土)	東京・日比谷公園	記念式典、秋篠宮同妃両殿下下他、「緑の良書」の発表・寄 贈、国土緑化運動50周年パネル展示
15 緑の募金街頭キャン ペーン	〃	東京・数寄屋橋公園	出席者：大相撲力士(雅山)、ミス東京他 緑の協力員出陣式、募金、花の種子プレゼント他
16 第17回森林の市	5月27日(土) ～28日(日)	東京・代々木公園	国土緑化運動50周年パネル展示、全国森林産品展示即 売、出展者ブースに募金箱設置
17 グリーンカレッジの開講	8月4日(金) ～8日(火)	静岡県富士山緑の募 金の森他	全国レベルにあるボランティアリーダーを養成 新聞、FM放送等により受講者30名を公募、BTCV責任者によ る公開講座他
18 国土緑化運動50周年 記念式典	8月30日(水)	東京・虎ノ門パストラル	国土緑化運動関係者が50年の運動の総括と、21世紀に 向けた新しい運動方向を確認、緑化運動貢献者等の表彰他
19 第6回森林と市民を 結ぶ全国の集い	9月15日(金) ～17日(日)	東京・代々木オリン ピックセンター	テーマ「暮らしと共に築く森づくり」 全国のボランティア等800人が参加し、全体討議等を通じて共 通課題を確認
20 第24回全国育樹祭	9月17日(日)	福島県猪苗代町	式典：皇太子同妃両殿下下他、テーマ：「ふるさとの大地に広がれ 緑の輪」 海外児童絵画、国内ポスター原画入選展示、各種森林づくり活動

名、緑と水の森林基金、緑の募金、事業支援等の部は高木文雄氏はじめ11名30団体、青少年緑化運動の部は(社)ガールスカウト日本連盟東京支部はじめ8名9団体)に対して、機構会長感謝状が贈呈され、永年勤続者12名に対して機構理事長感謝状が贈呈された。また、秋田県に加賀谷力司氏から受賞者を代表して謝辞が述べられ、盛会裡に式典を終了した。

式典終了後、引き続いて、記念懇親会が盛大に開催された。

#### ⑤ 国土緑化運動50年誌の発行

国土緑化運動50周年記念事業の一環とし

て、半世紀にわたる国土緑化運動の経過と成果を年度形式で記録写真を中心とした『国土緑化運動50年—写真でみる歩み—』を、平成12年1月に刊行し、関係省庁、都道府県・同緑化推進委員会等全国に配布した。また、『国土緑化運動十五年』(昭和40年3月1日発行)、『国土緑化20年の歩み』(昭和45年7月25日発行)、『国土緑化三十年の歩み』(昭和57年3月31日発行)に引き続き、今回、可能な限り原典に基づいて過去50年の足どりを収録した『国土緑化運動五十年史』を発行することとした。

.....  
【2000年8月30日の国土緑化運動50周年記念式典での田中正則専務理事の報告】

## 国土緑化運動の経過報告

国土緑化運動五十周年に当たりまして、国土緑化運動の経過を報告申し上げます。

一 五十周年を迎えた国土緑化運動は、「愛林日」を始めとします戦前の緑化運動の成果を踏まえる形でスタートし、それぞれの時代に即応した運動を展開してまいりました。

昭和二十年代から三十年度の初頭にかけては、荒廃地の復旧や造林未済地の解消が中心的課題でした。

(一)昭和二十二年には、森林愛護連盟が結成され、同二十三年には、天皇皇后両陛下ご臨席の下に、東京都下青梅市において愛林日植樹行事が開催されました。

(二)昭和二十五年一月三十日、永田町の参議院会館におきまして、国土緑化推進委員会の発足大会が開催されました。この委員会はこれまでの、「森林愛護連盟」の活動を継承しつつさらに多方面の人々の参加を得て、緑化運

動を一大国民運動として展開することを目指して設立されたものです。

会長には、当時の幣原衆議院議長が就任し、事務局は国会内の一室におかれ、新たな緑化運動が開始されました。

(三)この委員会の発足を契機に、「荒れた国土に緑の晴れ着を」のキャッチフレーズのもと、その後の国民運動の骨格を形成する三つの活動がスタートしました。

そのひとつは、「全国植樹祭」の開催です。第一回植樹祭は、天皇皇后両陛下のご臨席のもと「荒廃地造林」をテーマに昭和二十五年四月、山梨県で開催されました。その後は、毎年都道府県が持ち回りで当機構との共催で開催しており、国土緑化運動の中心的行事として、緑化思想の普及啓発に大きな成果を挙げております。

(四)その二つは、「緑の羽根」運動の開始でした。国民の協力による緑づくりを目的に開始されたこの運動は、スタートの年には募金額が二千二百万円に、また、三年後の昭和二十八年には一億円に達し、水源林や学校林、公園や街路の緑化などに有効に活用されまし

た。また、この「緑の羽根」は毎年、春の風物詩として定着し、国民の緑化に対する意識を高める上で大きな役割を果たしています。

(五)その三つは、「学校林運動」の一層の推進でした。米国人ノースロップ博士の提案にその歴史を遡る学校林活動は、戦時中やや停滞していましたが、昭和二十四年の文部・農林両省の通達により運動が再開されました。昭和二十五年から開始された学校林活動の優秀校の表彰は現在まで連綿と継続されており、学校教育を通じる緑化運動の推進に寄与しております。

(六)戦後の厳しい状況の中で、国民挙げて緑化運動に取り組んだ結果、昭和三十一年には、百五十万ヘクタールの造林未済地を解消することができました。

二 昭和三十年代から四十年代半ばにかけては、日本の経済が戦後の荒廃から立ち直り、高度経済成長を謳歌する活気に満ちた時期でした。緑化運動の目的は、木材需要の増大を反映し、林種転換や拡大造林など森林の生産力増強にその重点がおかれ、拡大造林面積は、昭和三十六年には三十一万ヘクタールに達しました。

(一)昭和三十五年には国土緑化推進委員会は、次代を担う青少年が森林の中での活動を通じその健全な発育を図ることを目的とする「グリーン・スカウト」の設置を提唱しましたが、これはその後の「緑の少年団」活動へとつながりました。

(二)昭和三十九年の東京オリンピック開催に当たっては、参加国の協力を得て、「オリンピックの森」を代々木公園に造成するなど、さまざまな緑化イベントを開催し、緑化思想の普及に努めました。

(三)この間、当機構の組織について幾つかの改変が行われました。

昭和三十六年九月には、事務局がそれまでの国会内から新装なった国会図書館に移転

しました。また、昭和四十年度には、これまで自らの会費・寄付金を財源として活動してきた本委員会の活動に初めて国庫の助成が行われることとなりました。

昭和四十二年には、国土緑化推進委員会は、社団法人に組織が改められ理事長に徳川宗敬氏が選任されました。また、同年十一月には、事務局が現在の砂防会館に移転されたところであります。

三 昭和四十年代半ばから昭和六十年代にかけては、日本経済も安定成長の時代に入り公害問題の発生等もあって、自然環境の保全が叫ばれた時期でもありました。このような中で、森林の有する公益機能の発揮、木材生産と環境保全機能の調和などが課題となりました。

(一)昭和四十四年、秋田県から「緑の少年団」創設の提案があり、全国各地で緑の少年団の結成に取り組んだ結果、現在、その数は四千団、会員数三十万人を越え、学習活動、野外活動、奉仕活動を通じ、明日の緑化運動の担い手育成に寄与しています。

(二)戦後植栽された樹木が年を追って成育し、人工造林面積が一千万ヘクタールに近づく中、育林の重要性を認識し、愛林思想の一層の高揚を図ることを目的に、昭和五十二年第一回の全国育樹祭が皇太子同妃両殿下のご臨席の下に、大分県で開催されました。

本大会は、全国植樹祭と並ぶ中心的な緑化行事となっております。

(三)昭和五十八年には、関係省庁により推進されている様々な緑化施策を効率的に推進することを目的に、総理府に「緑化推進連絡会議」が設置されました。

また、昭和六十一年三月、各界の有識者からなる「二十一世紀の<sup>みどり</sup>森林づくり委員会」が設置され、「国民参加の森林づくり」が提言され、時の中曽根内閣総理大臣に報告されると共に、その趣旨が第四次全国総合開発計

画に盛り込まれました。この提言は我が国におけるその後の緑化運動の基本的な考え方として位置づけられています。

(四)昭和六十年から六十一年にかけて、いわゆる「応益負担」の考え方にたって、水源税の創設運動が展開されました。

その結果、「緑と水の森林基金」が当委員会内に設置されることとなり、昭和六十三年三月、その名称を「国土緑化推進機構」に変更する等所要の定款変更を行いました。

その後、関係の皆様方の募金活動へのご協力の結果、基金の額は平成十二年六月現在、百八十二億円に達し、その果実により森林や水資源に関する普及啓発を中心に年間約五億円規模の事業を実施、「国民参加の森林づくり」に貢献しております。

四 平成の時代に入ってから、「森と人との共生」が課題となりました。また、リオ・デ・ジャネイロにおける地球サミットの「森林原則声明」の採択など森林の維持管理が単に一国の問題でなく、国際協調のもとに取り組むべき課題として認識されました。

(一)このような中で、全国植樹祭は、平成五年の沖縄県での開催をもって、全国を一巡し、新たな二巡目に入りました。当機構では、平成四年、同十年、各界の有識者からなる委員会を設置して全国植樹祭の運営等について検討し、二十一世紀における国土緑化運動のあり方についての指針をとりまとめました。

.....

(二)社会の多くの分野においてボランティア活動が進展する中で、国民の自発的な緑化活動を推進することを目的に、平成七年「緑の募金」法が制定され、本法により、当機構及び都道府県緑化推進委員会は、「緑の募金」実施機関として指定されました。

本年は「緑の募金」が開始されてから五年目に当たりますが、関係の皆様方のご協力を得て全国ベースで約二十四億円の募金額が見込まれており、森林の整備、緑化の推進に加え、国際緑化を含む幅広い分野において活動を展開しております。

(三)今後は、「緑と水の森林基金」、「緑の募金」、平成十一年に創設されました「日中緑化交流基金」の相互の連携を図りつつ、幅広く森林ボランティア活動を支援してまいりたいと考えます。

五 以上述べてまいりましたように、国民の皆様方のご協力、また、都道府県緑化推進委員会との連携の下に、半世紀に亘り、その時代時代の社会の要請を踏まえ、国土緑化運動を展開してきました。

「森林を社会全体で支えていく」ことの必要性が本年度の林業白書で指摘されておりますが、関係者の皆様方のご支援の下に、二十一世紀に向けて新しい国民参加の森林づくり運動を展開してまいる所存です。

今後とも一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。経過報告といたします。